

「災害対応力を強化する女性の視点」
実践的学習プログラム
手引書

令和3年5月

内閣府男女共同参画局

目 次

1. はじめに.....	1
2. プログラムの概要	2
(1) 「災害対応力を強化する女性の視点」実践的学習プログラムの目的.....	2
(2) 目標.....	2
(3) プログラムの主体・対象者.....	2
(4) プログラムの教材の構成	3
(5) プログラムの参考資料.....	4
(6) プログラムを使った研修の実施イメージ	4
(7) ユニバーサルフォントの使用手法	5
3. プログラムを使った研修を企画する.....	6
(1) STEP1 必要性の理解.....	6
(2) STEP2 対象者・共催先等を決める	6
(3) STEP3 研修のやり方・日程を決める.....	7
(4) STEP4 研修の準備をする.....	8
4. プログラムを使った研修を運営する.....	11
(1) 研修の進め方	11
5. 研修等の効果的な実施について.....	13
(1) 事例集の活用	13
(2) フォローアップ	13
(3) プログラムの応用	13
<様式> 研修・勉強会企画フォーマット.....	14
参考資料編.....	15

1. はじめに

令和2年5月、内閣府は「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(以下、「ガイドライン」という。)を作成しました。このガイドラインは、地方公共団体において男女共同参画の視点に立った災害対応を行う際に参照できるよう、基本的な考え方と、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において取り組むべき事項を示しています。

「災害対応力を強化する女性の視点」実践的学習プログラムは、ガイドラインの内容に基づき、災害対応に携わる全ての地方公共団体の職員が、男女共同参画の視点に立った防災・復興施策を理解し、企画立案・実行できるようになることを目的としています。あらゆる防災・復興施策に男女共同参画の視点を取り入れるために必要な3つの取組:①意思決定／防災の現場への女性の参画、②地方公共団体の防災・危機管理担当部局と男女共同参画部局・男女共同参画センターとの連携、③地域の女性防災リーダーの育成と男性への理解促進、について具体的な取組ポイントや事例とともに示しています。また、災害時に女性と男性のニーズの違いに的確に対応するためには、平常時からの男女共同参画の推進が必要であることから、平常時に取り組むべき事項の実践を促しています。

令和2年12月25日に閣議決定した第5次男女共同参画基本計画においては、災害対応に当たって、現場を担う地方公共団体の役割が大変重要であり、各地方公共団体において男女共同参画の視点からの取組が進められることが不可欠であるとの認識に基づき、以下を掲げています。

- ガイドラインの周知・活用の徹底、及びガイドラインに基づく地方公共団体の取組状況をフォローアップし、「見える化」すること
- 平常時から防災・危機管理担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、ガイドラインの内容に基づいた取組(避難所運営マニュアルの見直し、女性防災リーダーの育成等)を進めること
- 地方防災会議委員や自主防災組織等にガイドラインの内容を周知し、女性の視点に立った防災・復興の重要性についての理解を促進し、地域の災害対応力強化に取り組むこと

本プログラムは、地方公共団体においてガイドラインの周知・活用徹底を図るツールとして、研修や勉強会、防災・男女共同参画関連のイベント等の様々な機会での利用を想定しています。地方公共団体の皆様におかれましては、本プログラムを様々な機会を捉えて積極的に活用いただき、ガイドラインの内容についての理解を深めるとともに、ガイドラインに基づく取組をさらに進めていただくことを期待しています。

2. プログラムの概要

(1) 「災害対応力を強化する女性の視点」実践的学習プログラムの目的

「災害対応力を強化する女性の視点」実践的学習プログラム(以下、「プログラム」という。)の目的は以下のとおりです。

- 地域の災害リスクを軽減するために、男女共同参画の推進が必要不可欠であることを理解するとともに、防災における男女共同参画を推進する上で行政が果たすべき役割を考え、関係部局と連携・協働して施策を実践し、防災の現場に女性の参画を推進できる行政職員の育成を図る。
- 研修の実施により、防災施策に男女共同参画の視点が導入され、様々な状況にある多様な住民のニーズに対応した、より質の高い防災施策の企画立案、実施が可能となる。

(2) 目標

本プログラムの目標は以下のとおりです。

- 過去の災害や復旧・復興において発生している男女共同参画の課題や困難を知り、その原因を理解できる。
- 災害時の困難を最小限にするために必要な女性の視点や、災害発生時や復旧・復興時に行政として取るべき行動や対応上のポイントを理解し、活用できるようになる。
- 平常時において、防災・危機管理担当部局と男女共同参画部局が連携・協働し、男女共同参画の視点を入れた効果的な施策を企画・実施するための知識やノウハウを身につけ、自らの業務に適用するなど、防災の現場に女性参画を推進できるようになる。

(3) プログラムの主体・対象者

【企画・運営の主体】

- 防災・危機管理担当部局と男女共同参画担当部局(男女共同参画センターやその指定管理者を含む)が主体となり、関係部局等と連携・協働しながら行うことを推奨します。

【受講対象者】

- 地方公共団体で防災 及び男女共同参画に専従している者
 - 防災・危機管理担当部局と男女共同参画部局(男女共同参画センターを含む。)
- 地方公共団体で災害発生時に対応する者
 - 医療・福祉担当部局、市民共同担当部局、教育委員会等の職員

なお、地方公共団体が主催する職員向けの研修・勉強会で活用することを想定していますが、都道府県が市区町村の職員向けに実施する研修・勉強会や、地方公共団体が地域の防災活動の中核となるリーダー層(※1)や関連機関・団体の関係者(※2)等に対する研修・勉強会にも応用することが可能です。

※1 自治会・町内会や自主防災組織のほか、民生・児童委員、女性会(婦人会)、青年団、子ども会、PTA、福祉や子育て等の地域に密着した活動を行っているボランティア団体等のリーダー等。

※2 医療・福祉・子育て等に関する専門機関・事業所・支援団体・当事者団体のほか、社会福祉協議会(地域福祉活動を担い、災害ボランティアセンターの運営を担うケースが多い)、災害支援を専門とするNGO・NPO等。

(4) プログラム教材の構成

教材		内容・使い方
手引書 (当資料)	実施マニュアル	研修の目的や企画・実施の手順、留意点等を記載
	参考資料	関連する法律、データ等
セッション1 基本教材	動画教材	「スライド+解説」の座学教材
	スライド教材	動画で使用しているスライド教材
	講師用資料	動画を使用せずに研修をする際の講師用資料
セッション2 基本教材	動画教材	「スライド+解説」の座学教材
	スライド教材	動画で使用しているスライド教材
	講師用資料	動画を使用せずに研修をする際の講師用資料 (スライド+講師セリフ)
セッション3 基本教材	スライド資料	研修に使用する教材(参加者用) オンライン研修と集合研修の2種類
	講師用資料	講師が説明する内容が記載された資料
事例集		男女共同参画の視点からの防災・復興の取組事例: セッション3で取組を考えるにあたっての参考や、既存の防災研修等で事例を取り上げる際に活用できる資料

(5) プログラムの参考資料

- 本プログラムは「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(令和2年5月 内閣府 男女共同参画局)を使用して実施することを想定しています。



(6) プログラムを使った研修等の実施イメージ

- 研修等ではセッション1～3までを続けて受講することを想定して作成しています。
- 各自治体や部局の状況に応じ、動画の視聴、オンライン研修、集合研修など、やりやすい方法を組み合わせて実施してください。
- 必要なセッションを抜粋して実施することも可能です。

各セッションの所要時間の目安 (オンライン研修)

		タイトル	学習目標
セッション1 (30分程度)	座学 (動画あり)	防災になぜ男女共同参画の視点が必要か	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災になぜ男女共同参画の視点が必要なのか理解する ● 行動することの大切さに気付く
セッション2 (50分程度)	座学 (動画あり)	災害対応力を強化する女性の視点	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の各段階の主要な活動について、女性の視点を入れた活動ポイントを理解する ● ガイドラインを、平常時・災害時にうまく活用できるようになる
セッション3 (75分程度) ※1	ワークショップ	男女共同参画の視点から防災の取組を実践する	<ul style="list-style-type: none"> ● 自身の組織における具体的な取組を見つけ出す ● ガイドラインを活用して取組を検討する

※1:セッション3を「集合研修」で実施する場合は、グループ検討に時間がかかるため、より多くの時間が必要です。(次ページの例を参照)

<研修実施の例①> 「すべてのセッションを通して実施する」

	実施手法	所要時間（目安）	
挨拶、オリエンテーション	オンライン（集合研修）	5分（5分）	180分 3時間 (210分) (3時間30分)
セッション1	動画視聴	30分（30分）	
セッション2	動画視聴	50分（50分）	
休憩	オンライン（集合研修）	15分（15分）	
セッション3	オンライン（集合研修）	75分（105分）	
まとめ	オンライン（集合研修）	5分（5分）	

<研修実施の例②> 「事前に動画視聴を各自で済ませ、研修を行う」

	実施手法	所要時間（目安）	
セッション1	動画視聴	27分※1	前日までに 各自視聴
セッション2	動画視聴	46分※1	
挨拶、オリエンテーション	オンライン（集合研修）	5分	85分 1時間15分 (115分) (1時間55分)
セッション3	オンライン（集合研修）	75分(105分)	
まとめ	オンライン（集合研修）	5分	

※1:記載している分数は、動画の再生時間(概ね)です。

※2:上表の「所要時間」は目安です。参加者数により発表時間が長くなるなどします。研修の実施条件等を踏まえて時間を調整してください。

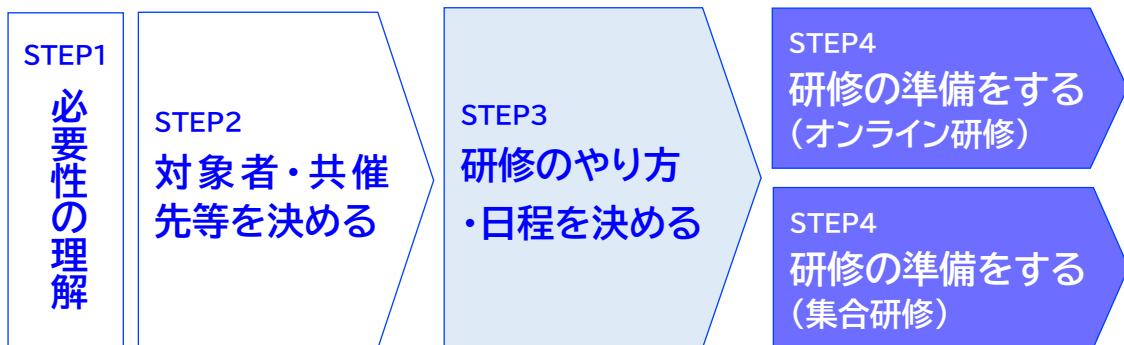
(7) ユニバーサルフォントの使用方法

- セッション1、2、3のスライドや事例集のスライドには、無償のユニバーサルフォント(モリサワ MORISAWA BIZ+ 無償版)を使用しています。
- 以下のサイトからダウンロードして、使用してください。(※開いたホームページの一番下に無償版のダウンロードに関する情報が掲載されています。)
<https://www.morisawa.co.jp/products/fonts/bizplus/>
- Windows の PC をお使いの場合、すでにその PC に「MORISAWA BIZ+」で無償提供されているフォント「BIZ UD フォント」が入っているかもしれません。その場合は、インストール不要です。
- フォントをインストールしていないパソコンでスライドを表示すると、代替フォントで表示されるため、レイアウトが崩れる場合があります。ご注意ください。

3. プログラムを使った研修等を企画する

※ 以下、地方公共団体が主催する職員研修を想定し、研修の企画から実施までの流れを説明します。

【研修の実施が決定してから前日までの流れ】



(1) STEP1 必要性の理解

研修を実施するにあたり、企画・運営を行う部局にて「セッション1」の動画を視聴し、研修の必要性を理解していただくことを推奨します。

(2) STEP2 対象者・共催先等を決める

- 研修の目的・内容に応じて、参加して欲しい人や組織を定め、人数を見積もります。
- 関係部局と「共催」にすることで両者の連携が進む効果も期待できるため、「共催」で実施することを推奨します。
- 手引き P14の研修企画フォーマットもご活用ください。(内閣府 HP から、Word ファイルをダウンロードできます)

Check	決めること	配慮事項
<input type="checkbox"/>	参加対象者を決める	<ul style="list-style-type: none"> ● 参加対象は、災害対応を行う全ての部局とすることが望ましい。 ● 男女共同参画センターなど、連携する必要がある機関や団体の職員等を加えるのも効果的。
<input type="checkbox"/>	おおよその参加人数	<ul style="list-style-type: none"> ● 適切な参加人数は 20～30 人 (集合研修の場合は 5～6 人のグループに分ける) ● 参加人数は、講師の補助者を置いたり、グループワークの進め方を工夫したりするなどにより、より多人数での研修として実施することも可能。
<input type="checkbox"/>	共催先	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災・危機管理担当部局と男女共同参画担当部局(男女共同参画センターやその指定管理者を含む)が共催することが効果的。

(3) STEP3 研修のやり方・日程を決める

- どのような手法で研修を実施し、誰が講師を務めるかを決め、日程を決めます。
- 研修の概要が決まったら、案内を作成し参加者を募ります。

Check	決めること	配慮事項
<input type="checkbox"/>	研修の手法を選び、スケジュールを決める	<ul style="list-style-type: none"> ● 動画の視聴、オンライン研修、集合研修からやりやすい方法を組み合わせて、実施のスケジュールを決める。
<input type="checkbox"/>	使用する Web 会議システムまたは会場を決める	<ul style="list-style-type: none"> ● オンライン研修の場合は使用する Web 会議システムを決める。 ● 集合研修の場合は会場を決める。 ● 研修会場は、会議室等、参加人数に対して十分な広さを有する部屋であればどのようなものでもよいが、男女共同参画センターの利用を推奨する。
<input type="checkbox"/>	セッション3の講師を決める (動画を使用しない場合は1, 2についても決める)	<ul style="list-style-type: none"> ● 講師は、①「防災の知識・実務経験」と「男女共同参画の知識・実務経験」を兼ね備えた者が単独で務める、②「防災・危機管理担当職員」と「男女共同参画担当職員」がペアで務めるという方法が考えられる。 ● ②の方法は、役割分担や進め方を事前に検討・準備する必要があるが、「防災・危機管理担当部局」と「男女共同参画担当部局」の連携強化という点では、最も望ましい。
<input type="checkbox"/>	日程を決める	
<input type="checkbox"/>	案内を作成し参加者を募る	

(4) STEP4 研修の準備をする

①「オンライン研修」を実施する場合の準備

- オンライン研修を実施するために、以下の事項について準備します。

Check	準備事項	配慮事項
<input type="checkbox"/>	参加者の受講環境の確認	<ul style="list-style-type: none"> ● オンライン研修に必要な環境を準備する。 ・ Web 会議システムの PC へのインストール ・ ヘッドホンセット、イヤホンなど ・ カメラ(PC に内蔵されていない場合は USB カメラ) ・ インターネット環境
<input type="checkbox"/>	Web 会議システムでの会場の設定 (URL の発行など)	<ul style="list-style-type: none"> ● Web 会議システムの予約を行う。 ※前後に余裕をもった時間設定が望ましい。 ※必要に応じて、接続テストを行う。
<input type="checkbox"/>	機材の用意	<ul style="list-style-type: none"> ● 講師・司会用の機材を準備する。 ・ Web 会議システムの PC へのインストール ・ マイク ・ カメラ(PC に内蔵されていない場合は USB カメラ) ・ インターネット環境
<input type="checkbox"/>	参加者への事前アナウンス	<ul style="list-style-type: none"> ● 参加者に、オンライン研修への参加方法や当日のスケジュールなどについて連絡する。 ・ 研修の目的・内容・スケジュール ・ Web 会議への参加方法、使用方法 ・ 入室時間 ・ 表示する名前の設定 (氏名@所属課など) ・ 緊急時の連絡先 など
<input type="checkbox"/>	役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ● 運営側の役割分担を行う。 <役割例> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講師 ・ 司会 ・ 参加者対応担当 ・ 接続トラブル対応担当
<input type="checkbox"/>	資料の事前送付	<ul style="list-style-type: none"> ● 講義資料、ガイドライン、ワークシート、アンケート※などは事前に PDF を送付するか、印刷物を配布しておくといよい。
<input type="checkbox"/>	事務局資料の用意	<ul style="list-style-type: none"> ● 司会のシナリオを作成する。 ● オリエンテーション・待機用スライドを作成する。
<input type="checkbox"/>	参加者のとりまとめ	

※アンケートの様式は、内閣府 HP よりエクセルファイルをダウンロードすることができます。

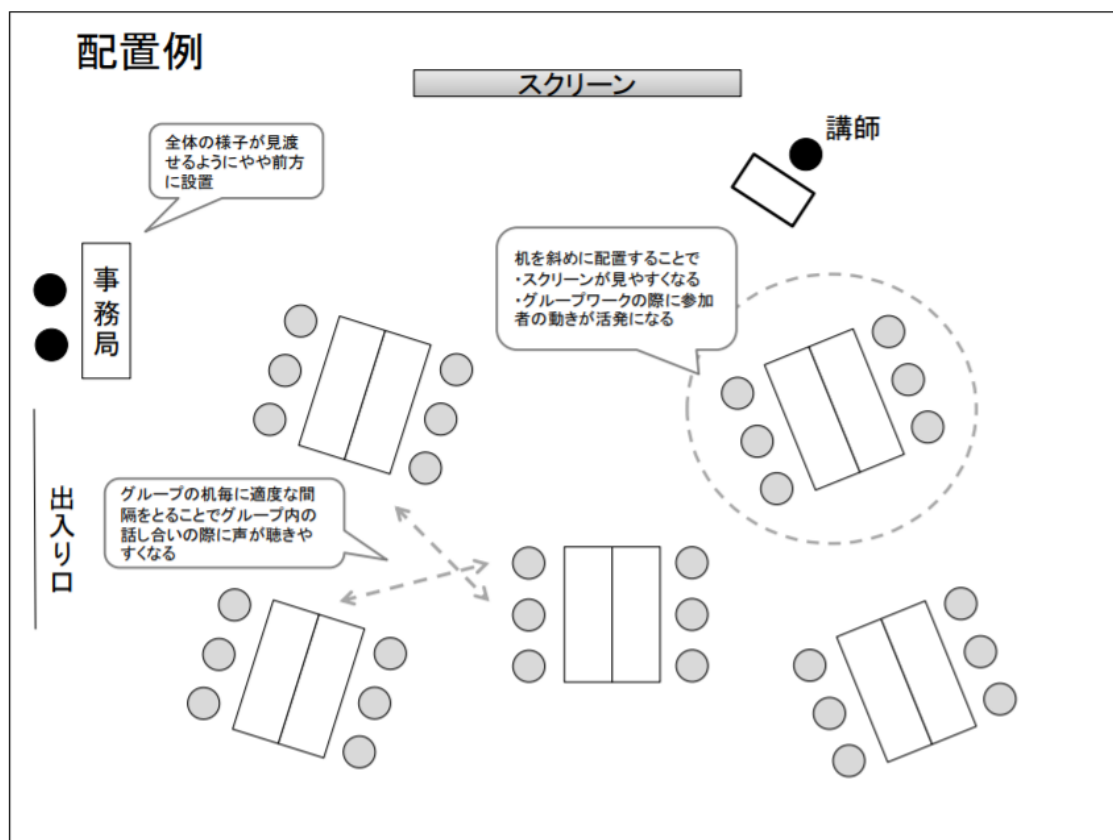
② 「集合研修」を実施する場合の準備

- 集合研修を実施するために、以下の事項について準備します。

Check	準備事項	配慮事項
<input type="checkbox"/>	機材等の用意	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要な機材を準備する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ スクリーン ・ プロジェクター ・ PC(動画を使用する場合はダウンロードしておく) ・ マイク(講師用・発表者用) ・ グループ席札(グループワークをする場合) ・ 参加者名札 ・ 筆記用具 ・ 感染対策用品(消毒液など)
<input type="checkbox"/>	参加者への事前アナウンス	<ul style="list-style-type: none"> ● 事前に行っておく動画視聴等の連絡などを行う。
<input type="checkbox"/>	参加者名簿の作成、グループ分け	<ul style="list-style-type: none"> ● 事前に参加者名簿を作成し、属性のバランス等も勘案してグループ分けを行う。 <p>※各グループに多様性を持たせるために、「防災・危機管理担当と男女共同参画担当」、「男性と女性」、「若手とシニア」といった属性が混在するようグループ分けをすることが望ましい。</p>
<input type="checkbox"/>	資料の用意	<ul style="list-style-type: none"> ● 講義資料、ガイドライン、ワークシート、アンケート※等必要な資料を人数分印刷しておく。
<input type="checkbox"/>	役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ● 運営側の役割分担を決める。 <p><必要な役割例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講師 ・ 司会 ・ 受付 ・ 事務局(問合せ・案内対応等)
<input type="checkbox"/>	事務局資料の用意	<ul style="list-style-type: none"> ● 司会のシナリオを作成する。 ● オリエンテーション用資料を作成する。
<input type="checkbox"/>	受付の準備	<ul style="list-style-type: none"> ● 受付表を作成する。(参加者名簿を利用) ● 資料配布方法など、受付のやり方を決める。
<input type="checkbox"/>	会場レイアウトの検討	<ul style="list-style-type: none"> ● グループワークをする場合の会場レイアウト等を検討する。 <p>※どこに着席しても講師とスクリーンが見えるように、各グループのテーブルを「島」のように斜めに配置する。</p> <p>※斜めに配置することで、参加者一人ひとりが会場の全体の雰囲気を感じる事が可能となり、研修効果が高まる。</p>

※アンケートの様式は、内閣府 HP よりエクセルファイルをダウンロードすることができます。

【会場レイアウトの例】



4. プログラムを使って研修等を運営する

※ 以下、地方公共団体が主催する職員研修を想定し、研修の進め方を説明します。

(1) 研修の進め方

① 1日で、すべてのセッションを「オンライン」で実施する場合

当日の研修の流れ「オンライン研修の例」

	留意点
開始時間まで	<ul style="list-style-type: none">● 案内事項画面の表示(画面を読んで、名前の表記の変更、Zoom操作のお試しをこの時間にしてもらう)● 待機室の参加者チェック⇒名簿と照らし合わせて一致すれば入室許可● 電話連絡の受付、チャットのチェック● 参加者・講師の、技術トラブル対応● 参加者からの連絡等はホワイトボードで共有
オリエンテーション (5分程度)	<ul style="list-style-type: none">● 主催者挨拶● 研修にあたっての注意事項の説明● 研修の全体の流れの確認
セッション1 (30分程度)	<ul style="list-style-type: none">● 動画視聴 ※講師がリアルタイムで講義を行ってもよい。
セッション2 (50分程度)	<ul style="list-style-type: none">● 動画視聴 ※講師がリアルタイムで講義を行ってもよい。
休憩 (15分程度)	<ul style="list-style-type: none">● 案内事項画面の表示
セッション3 (75分程度)	<ul style="list-style-type: none">● スライドを共有してワークを実施<ul style="list-style-type: none">・ 画面共有でスライドを表示・ 講師の画面が表示されるように設定
まとめ (5分程度)	<ul style="list-style-type: none">● 研修全体のまとめ● アンケートの案内● 主催者挨拶● 退室方法の案内

② 事前に各自で動画を視聴し、セッション3のみ集合研修で実施する場合

当日の研修の流れ「集合研修の例」

	留意点
セッション1 (20分程度)	<ul style="list-style-type: none"> ● 動画視聴 ※前日までに各自で視聴
セッション2 (45分程度)	<ul style="list-style-type: none"> ● 動画視聴 ※前日までに各自で視聴
開始まで	<ul style="list-style-type: none"> ● 参加者受付 <ul style="list-style-type: none"> ・参加者には自分のグループの「島」に着席するよう案内する。 ・名札に名前と所属先を書き、服に付けてもらう。(ニックネームでも可) ・必要に応じて感染症感染拡大予防対策を行う。(検温、体調チェック等)
オリエンテーション (5分程度)	<ul style="list-style-type: none"> ● 主催者挨拶 ● 研修にあたっての注意事項の説明 ● 研修の全体の流れの確認
セッション3 (105分程度)	<ul style="list-style-type: none"> ● スライドを投影してセッション3(ワーク)を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・講師用の資料を参考にワークを進める。 ・グループワークとする場合は、アイスブレイクの要素を入れて自己紹介するとよい。
まとめ (5分程度)	<ul style="list-style-type: none"> ● 研修全体のまとめ ● アンケートの案内 ● 主催者挨拶

5. プログラムの効果的な活用について

(1) 事例集の活用

- 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組事例を掲載しています。ノート部分には、詳しい経緯や実施した取組の詳細が書かれているので、様々な活用ができます。

【活用例】

- 講師が読み込むことで事例紹介に厚みを持たせる。
- セッション1、2の講義を行う際に、事例紹介を追加する。
- 参加者に事例を読んでもらい、気づいたことを共有するワークを行う。
- 既存の防災研修で男女共同参画の視点からの取組事例を紹介する際に活用する。例えば、「地域住民への啓発」「共助促進」「避難所運営」に関する研修で利用する。

(2) フォローアップ

- 研修・勉強会は1回のみ実施するより、複数回実施したり、数か月後に研修内容を日常の業務にどのように活用・反映させたかを振り返る時間を設けたりする（グループディスカッションやアンケート調査）など工夫することで、より男女共同参画の視点からの防災・復興についての理解が深まります。
- 職員研修として継続的に実施する場合は、前回の研修参加者が次の研修の各グループのファシリテーター（司会役）を担当したり、講師を担当したりするなど、研修で得た知見を生かす場を提供することも効果的です。
- アンケートの様式を内閣府 HP よりダウンロードできますのでご活用ください。

(3) プログラムの応用

- 3.と4.で示したプログラムを使った研修はあくまでも一例であり、実施する自治体の実情に応じて柔軟に内容を工夫し、現場のニーズに合わせて研修や勉強会を実施することが望ましいと考えます。

【活用例】

- 防災に限らず、他の男女共同参画関連のイベント等の開始前や休憩時間にセッション1、セッション2の動画を流す。セッション1、セッション2の動画を参考に、自治体の実情に合わせた内容を作成して研修・勉強会を行う。

<様式> 研修・勉強会 企画フォーマット

研修・勉強会を企画する際にご活用ください

研修・勉強会 企画フォーマット					
ねらい	※参加者の方に何をわかってほしいのか、何を理解してほしいのかなど				
対象者 (参加して ほしい人数)	防災部局	男女部局	その他関係部署	その他関係団体	その他
共催先					
研修手法	オンライン研修	集合研修	その他		
研修 スケジュール	セッション1		セッション2		セッション3
	事前・当日動画・集合		事前・当日動画・集合		オンライン・集合
システム ・会場					
セッション3 講師					
開催日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 (時間 分)				
案内配布先					
メモ					

参考資料編

<参考資料編 目次>

- ◆ 第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定) (抄) 17
- ◆ 防災基本計画(令和2年5月29日中央防災会議決定) (抄).....23
- ◆ 災害対策基本法(昭和36年法律第223号) (抄).....27
- ◆ 災害対策基本法の一部を改正する法律について(平成24年6月27日付府政防第724号、消防災第234号内閣府政策統括官(防災担当)、消防庁次長通知)(抄)29
- ◆ 災害対策基本法の一部を改正する法律の運用について(平成24年6月27日付府政防第725号、消防災第235号内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(総括担当)、消防庁国民保護・防災部防災課長通知)(抄)30
- ◆ 東日本大震災復興基本法(平成23年法律第76号)(抄) 31
- ◆ 東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定) 32
- ◆ 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針(平成 28年3月11日閣議決定)34
- ◆ 防災研修プログラムの改定に関する検討会 委員名簿35

<データ集>

- ◆ 都道府県防災会議に占める女性の割合(令和2年4月1日現在).....36
- ◆ 市区町村防災会議の委員に占める女性割合(令和2年4月1日現在)37

◆ 第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定) (抄)

第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

【基本認識】

- 災害は、地震、津波、風水害等の自然現象(自然要因)とそれを受け止める側の社会の在り方(社会要因)により、その被害の大きさが決まってくると考えられている。被害を小さくするためには、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要である。
- 大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かすが、とりわけ、女性や子供、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されている¹。人口の 51.3%²は女性であり、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された男女共同参画の視点からの災害対応が行われることが、防災・減災、災害に強い社会の実現にとって必須である。非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護等の女性への集中や、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力が生じるといったジェンダー課題が拡大・強化される。
- したがって、平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが肝要であるとともに、非常時において、女性に負担が集中したり、困難が深刻化したりしないような配慮が求められる。
- しかしながら、東日本大震災以降も様々な自然災害が起こっており、また、今後、南海トラフ地震³や首都直下地震⁴等の大規模災害の発生が想定される中で、いまだ、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組が十分に浸透しているとは言い難い状況である。
- 「防災基本計画」、「避難所運営ガイドライン」、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」等に基づき、様々な取組が進められてきた。また、第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組 2015-2030」において、災害リスク削減を基本理念とし、女性のリーダーシップを促進することや女性の参画・能力開発が打ち出されている。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、避難所運営等における感染症対策の取組が行われているところ、こうした取組にも男女共同参画の視点が反映されることが重要である。

¹ 「仙台防災枠組 2015-2030」(平成 27(2015)年3月 18 日第3回国連防災世界会議採択)。

² 総務省「人口推計」(2019(令和元)年 10 月 1 日現在)。

³ 南海トラフ沿いの地域において、マグニチュード8～9クラスの地震の今後 30 年以内の発生確率は 70～80%とされている(「今までに公表した活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧」(令和 2(2020)年1月 24 日地震調査研究推進本部公表))。

⁴ 「首都直下地震」とは、東京圏及びその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震をいう(首都直下地震対策特別措置法(平成 25 年法律第 88 号))。このうち、プレートの沈み込みに伴うマグニチュード7程度の地震の今後 30 年以内の発生確率は 70%程度とされている(「今までに公表した活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧」(令和 2(2020)年1月 24 日地震調査研究推進本部公表))。

- このため、国の災害対応において男女共同参画の視点を取り入れた取組を進める。また、地方公共団体が、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において、若年層を含め女性が主体的な担い手であるという認識を国内外で共有し、男女共同参画の視点を取り入れた取組が国内で進められるように国として支援を行う。
- あわせて、気候変動による気象災害リスク増加の可能性が指摘されており、今や気候変動という要素を防災に取り入れることが必然となっている。気候変動問題等の自然環境や社会環境・生活環境に係る環境問題の取組に当たっては、男女共同参画の視点が反映されることが重要である。

<成果目標>

項目	現状	成果目標(期限)
都道府県防災会議の委員に占める女性の割合	16.1% (2020年)	30% (2025年)
市町村防災会議の委員に占める女性の割合		
女性委員が登用されていない組織数	348/1,741 (2020年)	0 (2025年)
委員に占める女性の割合	8.8% (2020年)	15%(早期)、 更に30%を目指す (2025年)
消防吏員に占める女性の割合(注11)(再掲)	2.9% (2019年度)	5% (2026年度当初)
消防団員に占める女性の割合(注12)	3.2% (2019年度)	10%を目標としつつ、 当面5% (2026年度)

(注11)消防吏員とは、消防本部及び消防署に置かれる職員のうち、階級及び服制を有し、消防事務に従事する者。

(注12)消防団員とは、他に本業を持ちながらも、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防防災活動を行う市町村の消防機関である消防団の構成員。

<施策の基本的方向と具体的な取組>

1 国の防災・復興行政への男女共同参画の視点の強化

(1) 施策の基本的方向

- 平常時より、国においても、地方公共団体においても、防災・危機管理部局と男女共同参画部局とが、より密接に連携・協働することが、防災・復興における男女共同参画の視点の強化のために重要である。国は率先して国の災害対応において男女共同参画の視点を取り入れた取組を進める。

(2) 具体的な取組

- ① 災害応急対策のための会議等に内閣府男女共同参画局を構成員等として追加したところであり、当該会議等において、男女共同参画の視点からの災害対応について、関係省庁の間で認識を共有し、取組を促進する。【内閣府、関係府省】
- ② 災害対応のための各種要領やマニュアル等において、災害時における男女共同参画の視点からの配慮事項等を充実させる。【内閣府】
- ③ 災害対応に携わる関係省庁の職員を対象に、男女共同参画の視点からの災害対応についての理解促進を図る。【内閣府、総務省、関係府省】

2 地方公共団体の取組促進

(1) 施策の基本的方向

- 災害対応に当たっては、現場を担う地方公共団体の役割が大変重要であり、各地方公共団体において男女共同参画の視点からの取組が進められることが不可欠である。
- 「防災基本計画」、「避難所運営ガイドライン」、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」等に基づき、地方公共団体の防災・危機管理部局と男女共同参画部局の連携を促進し、意思決定の場や災害対応の現場への女性の参画、男女別データの作成・活用、災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮した取組、避難生活等における女性と男性の安全・安心の確保等、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階における、地方公共団体の男女共同参画の視点からの取組を推進する。

(2)具体的な取組

ア 防災・復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- ① 都道府県防災会議における女性委員の割合について、各都道府県に対して、女性の参画拡大に向けた取組を促進するよう要請する。【内閣府、総務省】
- ② 市町村防災会議について、女性委員のいない会議を早期に解消するとともに、女性委員の割合を増大する取組を促進するため、都道府県と連携し、女性を積極的に登用している市町村の好事例の展開などを行う。【内閣府、総務省】
- ③ 地方公共団体の災害対策本部について、女性職員や男女共同参画担当職員の配置、構成員となる男性職員に対する男女共同参画の視点からの取組に関する理解促進等が図られるよう、平常時から働きかけを行うとともに、発災時に、現地に国の職員を派遣することや、被災経験や支援実績のある男女共同参画センター等による協力を含め、支援の強化を進める。【内閣府】
- ④ 東日本大震災の被災地における復興の取組に男女共同参画をはじめとした多様な視点を活かすため、行政や民間団体における各種施策や参考となる事例等の情報を収集し、シンポジウムや研修等を通じてその普及・浸透を図る。【復興庁】

イ 防災の現場における女性の参画拡大

- ① 地方公共団体が作成する地域防災計画や避難所運営マニュアル等において男女共同参画の視点が位置付けられるよう、情報提供や助言等を行う。【内閣府、総務省】
- ② 避難所運営等に若年層を含めた女性が参画し、女性と男性のニーズ等の違いに配慮した取組や、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力の防止等安全・安心の確保が図られるよう、働きかけを行う。【内閣府】
- ③ 男女共同参画センターが男女共同参画の視点からの地域の防災力の推進拠点となるよう、先進的な取組事例の共有を行う。また、災害時に効果的な役割を果たすことができるよう、全国女性会館協議会が運営する相互支援システム等を活用し、男女共同参画センター間の相互支援(オンラインによる遠隔地からの助言等を含む。)を促す。【内閣府】
- ④ 防災施策に男女共同参画の視点が反映されるよう、防災関係者に対して、男女共同参画の視点からの防災・復興に係る研修を実施する。特に、防災担当職員や指導的立場にある者を対象とした研修の実施に当たっては、予防、応急、復旧・復興の各段階における男女共同参画の視点からの災害対応に関する講義を盛り込む。【内閣府、総務省】
- ⑤ 地方防災会議委員に対し、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組の重要性について、周知を図る。【内閣府】
- ⑥ 自主防災組織等において女性の参画を進める好事例の展開などを行う。【内閣府、総務省】
- ⑦ 防災に関する知識の普及において、子供の発達段階に応じ、災害の各段階において受ける影響やニーズが女性と男性で違うことや地域防災力を高めるためには女性の参画やリーダーシップが重要であることの理解促進を図るため、情報提供や働きかけを行う。【内閣府、総務省、文部科学省、関係府省】
- ⑧ 被災地における支援者や復興に従事する職員に対して、地方公共団体、男女共同参画センタ

一等と連携・協働し、男女共同参画の視点からの対応についての理解を促進するためのシンポジウム・ワークショップ・研修等を行う。【内閣府、復興庁】

- ⑨ 被災地における生活再建や就労支援を推進し、女性の活躍をより促進するため、各種施策や参考となる事例等の情報を、地方公共団体等と連携・協働し、被災地の女性や女性グループを始め、多様な主体に行き渡るよう工夫して提供する。【内閣府、復興庁】
- ⑩ 消防吏員について、意欲のある女性がその能力を発揮して役割を十分に果たすことができるよう、女性の採用・登用の拡大に向けた積極的な PR に取り組むとともに、女性専用施設等の職場環境の整備を支援する。【総務省】
- ⑪ 消防団への女性の積極的な入団を促進するため、地方公共団体が地域の企業や大学と連携して消防団員を確保する取組を支援するとともに、各地で開催する「地域防災力シンポジウム」や全国の女性消防団員が一堂に会する大会等を通じ、女性消防団員の活動をより一層活性化させる。また、消防団の拠点施設等における女性用トイレや更衣室等の設置等を進める。【総務省】

ウ 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の活用徹底

- ① 関係省庁が協力し、全国知事会などの関係団体と連携して、地方公共団体の長や、防災・危機管理部局及び男女共同参画部局の職員に対し、継続的に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知徹底や研修の充実を図る。【内閣府、関係府省】
- ② 大規模な災害の発生が予測されたとき又は発生した後には、必ず、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を関係地方公共団体に通知し、取組を促す。【内閣府】
- ③ 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に基づく地方公共団体の取組状況をフォローアップし、「見える化」する。【内閣府】
- ④ 防災士等の民間資格団体や防災教材の作成団体に対し、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を周知する。【内閣府】

3 国際的な防災協力における男女共同参画

(1) 施策の基本的方向

○ 第 58 回国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議(平成 26(2014)年)⁵及び第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組 2015-2030」(平成 27(2015)年)等を踏まえ、男女共同参画の視点に立った国際的な防災協力を実施するとともに、我が国の知見と教訓を国際社会と共有する。

⁵ 平成 24 (2012) 年に我が国が初めて提案した同名の決議をフォローアップし、我が国が提案した決議 (我が国を含む 79 か国が共同提案)。災害時における女性の脆弱性や、防災、災害対応、復旧・復興の過程における意思決定過程への女性の参画確保等を強調。

(2)具体的な取組

- ① 第 58 回国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議(平成 26(2014)年)及び第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組 2015-2030」(平成 27(2015)年)等が求める事項等について、国内において実行されるよう取り組むとともに、防災と男女共同参画の分野における我が国の取組を国際会議等の場で積極的に発信する。【内閣府、外務省】
- ② 「仙台防災協カイニシアティブ・フェーズ2」(令和元(2019)年)⁶に基づき、国際的な防災協力に当たっては、男女共同参画の視点を踏まえて援助を行う。【外務省】

4 男女共同参画の視点に立った気候変動問題等の環境問題の取組の推進

(1)施策の基本的方向

- 持続可能な社会の実現に向けて、気候変動問題等の環境問題への対応において、国際的な潮流を踏まえ、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、具体的な取組に男女共同参画の視点が反映されるよう積極的に取り組む。

(2)具体的な取組

- ① 気候変動問題等の環境問題や環境に影響を与える産業政策・エネルギー政策の政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図る。【経済産業省、環境省】
- ② 環境問題に関する施策の企画立案・実施に当たっては、男女別のデータを把握し、女性と男性に与える影響の違いなどに配慮して、取り組む。【環境省】

【注】 以下の法律・計画等の本文に付された下線は、男女共同参画との関連が深い部分について示すためであり、原文では下線は引かれていないことに留意してください。

⁶ 第3回国連防災世界会議にて「仙台防災枠組 2015-2030」を取りまとめると同時に表明した「仙台防災協カイニシアティブ」(平成 27(2015)年)の後継として、国際社会において「仙台防災枠組 2015-2030」を着実に実施し、SDGs 実現に向けた取組を推進する観点から、第7回持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部 (令和元(2019)年)にて表明したイニシアティブ。

◆ 防災基本計画(令和2年5月29日中央防災会議決定) (抄)

第1編 総則

第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応

○ 人口の偏在, 少子高齢化, グローバリゼーション, 情報通信技術の発達等に伴い我が国の社会情勢は大きく変化しつつある。国, 公共機関及び地方公共団体は, 社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ, 次に掲げるような変化については, 十分な対応を図ることとする。

(略)

- ・ 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため, 地方防災会議の委員への任命など, 防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者, 障害者などの参画を拡大し, 男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

第2編各災害に共通する対策編

第1章 災害予防

第3節 国民の防災活動の促進

2 防災知識の普及, 訓練

(3) 防災知識の普及, 訓練における要配慮者等への配慮

○ 防災知識の普及, 訓練を実施する際, 高齢者, 障害者, 外国人, 乳幼児, 妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し, 地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに, 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

3 国民の防災活動の環境整備

(1) 消防団, 自主防災組織, 自主防犯組織の育成強化

○ 国〔消防庁〕及び市町村(都道府県)は, 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善, 教育訓練体制の充実, 青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化を推進し, その育成を図るものとする。

○ 市町村(都道府県)は, 自主防災組織の育成, 強化を図り, 消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また研修の実施等による防災リーダーの育成, 多様な世代が参加できるような環境の整備等により, これらの組織の日常化, 訓練の実施を促すものとし, 住民は, 地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。その際, 女性の参画の促進に努めるものとする。

第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策, 災害復旧・復興への備え

○ 災害が発生し, 又は発生するおそれがある場合に, 迅速かつ円滑に災害応急対策, 災害復旧・復興を実施する必要があるが, そのための備えとして, 以下に掲げる事項を平常時より怠りなく行う必要がある。

(略)

- 国〔内閣府〕は、女性の視点による災害対応力の強化を図るため，地方公共団体において防災担当部局と男女共同参画担当部局，男女共同参画センターの連携体制が構築されるとともに，地方公共団体の災害対策本部に女性職員や男女共同参画担当職員の参加等が促進されるよう，都道府県の防災担当部局と男女共同参画担当部局に周知するものとする。
- 地方公共団体は，男女共同参画の視点から，男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い，また，男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう，平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について，防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

8 物資の調達，供給活動関係

- 国〔農林水産省，経済産業省，厚生労働省〕は，下記の物資について，調達体制の整備に特段の配慮をすることとし，その調達可能量について，毎年度調査するものとする。
 食料…精米，即席めん，おにぎり，弁当，パン，缶詰，レトルト食品，包装米飯，乳児用粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。），飲料水（ペットボトル），介護食品等の特別な配慮を要する避難者向け物資
 生活必需品…下着，毛布，作業着，タオル，小型エンジン発電機，卓上カセットこんろ，カートリッジボンベ，土のう袋，ブルーシート，懐中電灯，乾電池，トイレトーパー，ティッシュペーパー，携帯トイレ・簡易トイレ，仮設トイレ，乳児用・小児用おむつ，女性用品，マスク

第2章 災害応急対策

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

6 国における活動体制

(3) 職員の派遣

- 国〔内閣府〕は，女性の視点による災害対応力の強化を図るため，被害状況を踏まえ，必要に応じ，職員を現地に派遣し，地方公共団体の災害対策本部に男女共同参画担当部局等が組み込まれるよう，必要な支援・助言を実施するものとする。

第6節 避難の受入れ及び情報提供活動

3 指定避難所等

(2) 指定避難所の運営管理等

- 市町村は，指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに，男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に，女性専用の物干し場，更衣室，授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布，巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など，女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

4 応急仮設住宅等

(3) 応急仮設住宅の運営管理

- 市町村（都道府県）は，各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際，応急仮設住

宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

7 帰宅困難者対策

- 首都圏を始めとする大都市圏において、公共交通機関が運行を停止し(火山災害における降灰の影響を含む。)、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、国〔内閣府、国土交通省等〕及び地方公共団体は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努めるものとする。

第7節 物資の調達、供給活動

- 被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるとともに、以下に掲げる方針のとおり活動する。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第3章 災害復旧・復興

第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

- 被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

第3節 計画的復興の進め方

2 防災まちづくり

- 地方公共団体は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めよう努めるものとする。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

(略)

- 国及び地方公共団体は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反

映されるよう、環境整備に努めるものとする。

第5編 風水害対策編

第1章 災害予防

第2節 国民の防災活動の促進

3 国民の防災活動の環境整備

(1) 消防団、水防団、水防協力団体、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化

- 国〔国土交通省〕及び市町村（都道府県）は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図るものとする。また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図るものとする。

◆ 災害対策基本法(昭和36年法律第223号) (抄)

(都道府県防災会議の設置及び所掌事務)

第14条 都道府県に、都道府県防災会議を置く。

2 都道府県防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都道府県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 三 前号に規定する重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べること。
- 四 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関 1)、関係市町村、関係指定公共機関 2)及び関係指定地方公共機関 3)相互間の連絡調整を図ること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(都道府県防災会議の組織)

第15条 都道府県防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- 一 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
- 二 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
- 三 当該都道府県の教育委員会の教育長
- 四 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長
- 五 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者
- 六 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者
- 七 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
- 八 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者

6 都道府県防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

7 専門委員は、関係地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の市町村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、当該都道府県の知事が任命する。

(市町村防災会議)

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、

当該市町村の条例(第2項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約)で定める。

- 1)指定地方行政機関 指定行政機関※の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- 2)指定公共機関 独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- 3)指定地方公共機関 地方独立行政法人及び港務局、土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。

※ 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会及び防衛省をいう。

*1)から3)まで及び※の注釈は災害対策基本法第2条を基に内閣府男女共同参画局が作成。

◆ 災害対策基本法の一部を改正する法律について(平成24年6月27日付府政防第724号、消防災第234号内閣府政策統括官(防災担当)、消防庁次長通知)(抄)

【通知発出先】各都道府県知事

本日、災害対策基本法の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 41 号。以下「改正法」という。)が公布、施行されました。また、改正法の施行にあわせて、災害対策基本法施行令の一部を改正する政令(平成 24 年政令第 171 号)及び災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成 24 年内閣府令第 42 号)が公布、施行されました。

貴職におかれましては、下記の改正内容を御理解の上、今後の防災対策の推進に万全を期するとともに、貴都道府県内の市町村に対しても周知いただきますようお願いいたします。なお、下記中の条文番号は特に断りがない限り、改正法による改正後の災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。)のものであります。

記

第2 改正法の趣旨及び内容

3. 教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上

(2)地域防災計画の策定等への多様な主体の参画(法第 15 条関係)

東日本大震災において、避難所の運営に当たり女性、高齢者等の視点が必ずしも十分ではなかったとの指摘があったことから、平成 23 年 12 月に修正された防災基本計画においては、「地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の充実により地域の防災力向上を図る」ことが盛り込まれたところである。

上記の点も含め、地域防災計画の策定等に当たり多様な主体の意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、現在充て職となっている防災機関の職員のほか、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加することとしたものである。

◆ 災害対策基本法の一部を改正する法律の運用について(平成24年6月27日付府政防第725号、消防災第235号内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(総括担当)、消防庁国民保護・防災部防災課長通知)(抄)

【通知発出先】各都道府県防災主幹部長

災害対策基本法の一部を改正する法律(平成24年法律第41号。以下「改正法」という。)の内容については、「災害対策基本法の一部を改正する法律について」(平成24年6月27日付府政防第724号・消防災第234号)により通知したところですが、下記に、改正法の趣旨及びその適正な運用に当たっての留意点を示しますので、執務上の参考とされるとともに、貴都道府県内の市町村に対しても周知いただきますようお願いいたします。併せて、必要となる条例の改正又は地域防災計画の見直しなどを速やかに進められるようお願いいたします。

なお、下記中の条文番号は特に断りがない限り、改正法による改正後の災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)のものであります。また、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1. 地方防災会議及び災害対策本部の見直し

(3) 都道府県防災会議の委員構成(法第15条第5項関係)

① 都道府県防災会議の委員として、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者」を新たに加えることにより、男女共同参画の推進及び高齢者や障害者などの多様な主体の参画を促進することとし、地域防災計画及びそれに基づく各種防災対策の充実を図ろうとするものである。

「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」とは、広く自主防災組織の代表者等や大学教授等の研究者のほか、ボランティアなどのNPOや、女性・高齢者・障害者団体等の代表者等を想定している。

② なお、防災対策の見直しに係る男女共同参画の推進については、既に各都道府県防災主幹部長宛に通知(平成24年5月8日付府政防第535号・消防災第181号)しているところであり、引き続き、防災に関する政策・方針決定過程等における女性の参画の拡大に努められたい。

◆ 東日本大震災復興基本法(平成23年法律第76号)(抄)

(基本理念)

第2条 東日本大震災からの復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- 一 未曾有の災害により、多数の人命が失われるとともに、多数の被災者とその生活基盤を奪われ、被災地域内外での避難生活を余儀なくされる等甚大な被害が生じており、かつ、被災地域における経済活動の停滞が連鎖的に全国各地における企業活動や国民生活に支障を及ぼしている等その影響が広く全国に及んでいることを踏まえ、国民一般の理解と協力の下に、被害を受けた施設を原形に復旧すること等の単なる災害復旧にとどまらない活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的な対策及び一人一人の人間が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようにすることを旨として行われる復興のための施策の推進により、新たな地域社会の構築がなされるとともに、21世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指して行われるべきこと。この場合において、行政の内外の知見が集約され、その活用がされるべきこと。
- 二 国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力並びに全国各地の地方公共団体の相互の連携協力が確保されるとともに、被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと。この場合において、被災により本来果たすべき機能を十全に発揮することができない地方公共団体があることへの配慮がされるべきこと。
- 三 被災者を含む国民一人一人が相互に連帯し、かつ、協力することを基本とし、国民、事業者その他民間における多様な主体が、自発的に協働するとともに、適切に役割を分担すべきこと。
- 四 少子高齢化、人口の減少及び国境を越えた社会経済活動の進展への対応等の我が国が直面する課題や、食料問題、電力その他のエネルギーの利用の制約、環境への負荷及び地球温暖化問題等の人類共通の課題の解決に資するための先導的な施策への取組が行われるべきこと。
- 五 次に掲げる施策が推進されるべきこと。
 - イ 地震その他の天災地変による災害の防止の効果が高く、何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりを進めるための施策
 - ロ 被災地域における雇用機会の創出と持続可能で活力ある社会経済の再生を図るための施策
 - ハ 地域の特色ある文化を振興し、地域社会の絆の維持及び強化を図り、並びに共生社会の実現に資するための施策

六 (略)

◆ 東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)

1 基本的考え方

(ix) 男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。あわせて、子ども・障害者等あらゆる人々が住みやすい共生社会を実現する。

5 復興施策

国は、二度と再び今回のような惨禍を招かず、いかなる立場の人でも安全で安心して暮らしていくことができる強固な地域づくりを進めるとともに、今般の大震災によって我が国社会経済や産業が受けた影響を克服し、被災地域の住民に未来への明るい希望と勇気を与えるとともに、国民全体が共有でき、豊かで活力ある日本全体の再生を実現するよう、各府省一体となって、以下に掲げる復興施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。(略)

(1) 災害に強い地域づくり

① 高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくり

(ii) 高齢者や子ども、女性、障害者などに配慮したコンパクトで公共交通を活用したまちづくりを進める。(略)

⑤ 市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等

(ii) 被災地に居住しながら、被災者の見守りやケア、集落での地域おこし活動に幅広く従事する復興支援員の配置等及びまちづくり等に関する各種専門職の被災地への派遣や人材の確保・データベース化を進める。各種専門家の派遣やデータベース化等に当たっては、女性の参画に配慮するとともに、被災した地方自治体から見て、ワンストップの対応が可能となるようにする。(略)

(iv) まちづくりにおいて、協議会等の構成が適正に行われるなど、女性、子ども・若者、高齢者、障害者、外国人等の意見が反映しやすい環境整備に努める。

(2) 地域における暮らしの再生

① 地域の支え合い

(i) 少子高齢化社会のモデルとして、新しい形の地域の支え合いを基盤に、いつまでも安心してコミュニティで暮らしていけるよう保健・医療、介護・福祉、住まい等のサービスを一体的、継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、地域の利便性や防災性を考慮しつつ、被災地のニーズを踏まえ基盤整備を支援する。その際には、高齢者、子ども、女性、障害者等に配慮し、地域全体のまちづくりを進める中で、被災市町村の特性を踏まえ、安全な場所に集約化を進める。(略)

(iv) (略) 被災地や避難先における、不安や偏見等に基づく多様な人権問題に対し適切に対処するとともに、その発生を防止する取組みを行い、被災者の孤立を防止する。このほか女性の悩み相談を実施する。

② 雇用対策

(ii)被災地域における人口減少・少子高齢化に対応するため、第一次産業等の生涯現役で年齢にかかわらず働き続けられる雇用や就労のシステムを活用した全員参加型・世代継承型の先導的な雇用復興、兼業による安定的な就労を通じた所得機会の確保等を支援する。若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用機会を被災地域で確保する。

(iii)女性の起業活動等の取組みを支援するため、被災地におけるコミュニティビジネスの立ち上げの支援、農山漁村女性に対する食品加工や都市と農山漁村の交流ビジネス等の起業化の相談活動、経営ノウハウ習得のための研修等の取組みを支援する。

(3)地域経済活動の再生

③ 農業

(iii)(略)次の3つの戦略を組み合わせることで、地域の特性に応じた将来像を描き、力強い農業構造の実現を支援していく。

(イ)(略)

(ロ)(略)

(ハ)農業経営の多角化戦略

農業生産だけでなく、復興ツーリズムの推進や再生可能エネルギーの導入、福祉との連携といった様々な取組みを組み合わせ、これに高齢者や女性等も参画することにより、地域の所得と雇用を創出していく。

7 復興支援の体制等

(1)復興対策本部・現地対策本部の役割

(iii)「東日本大震災復興対策本部」及び「現地対策本部」の事務局に、復興過程における男女共同参画を推進する体制を設けるものとする。

◆ 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針(平成28年3月11日閣議決定)

1. 基本的な考え方

(2) 「復興・創生期間」における政府の基本姿勢

「復興・創生期間」においては、被災者の支援やコミュニティの維持・形成、産業・生業の再生や「新しい東北」の創造等に関し、女性のリーダーとしての活躍や NPO 等の多様な担い手の参画がより一層重要となる。復興のあらゆる場・組織への女性の参画拡大を通じて、復興過程における男女共同参画を一層推進するとともに、引き続き、官民連携に努める。

2. 各分野における今後の取組

(3) 産業・生業の再生

被災地では、人口減少、少子高齢化が進む中、震災以後、人手不足が深刻化しており、地域の産業の生産性を高め、自立的で、持続可能性の高い、活力ある魅力的な地域経済を再生することが重要である。このため、「産業復興創造戦略」注に基づき、地域基幹産業と地域の暮らし・雇用を支える産業のバランスの取れた発展に向け、中小企業の新たな取組・挑戦の支援、イノベーションや研究開発の推進による産業基盤の再構築、若者や女性を含む人材が集まり活躍する、暮らしやすい、働きやすい生活・雇用環境の再整備等を政府一丸となって戦略的に推進する。

注:平成 26 年6月 10 日産業復興の推進に関するタスクフォース決定

◆ 防災研修プログラムの改定に関する検討会 委員名簿

宇田川真之 防災科学技術研究所災害過程研究部門 主幹研究員

◎鈴木 秀洋 日本大学危機管理学部危機管理学科 准教授

高橋 聖子 江戸川みんなの防災プロジェクト プロジェクトマネージャー

長沢 涼子 福島県男女共生センター企画調査課 主任主査

野々口敦子 男女共同参画と災害・復興ネットワーク 運営委員

紅谷 昇平 兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科 准教授

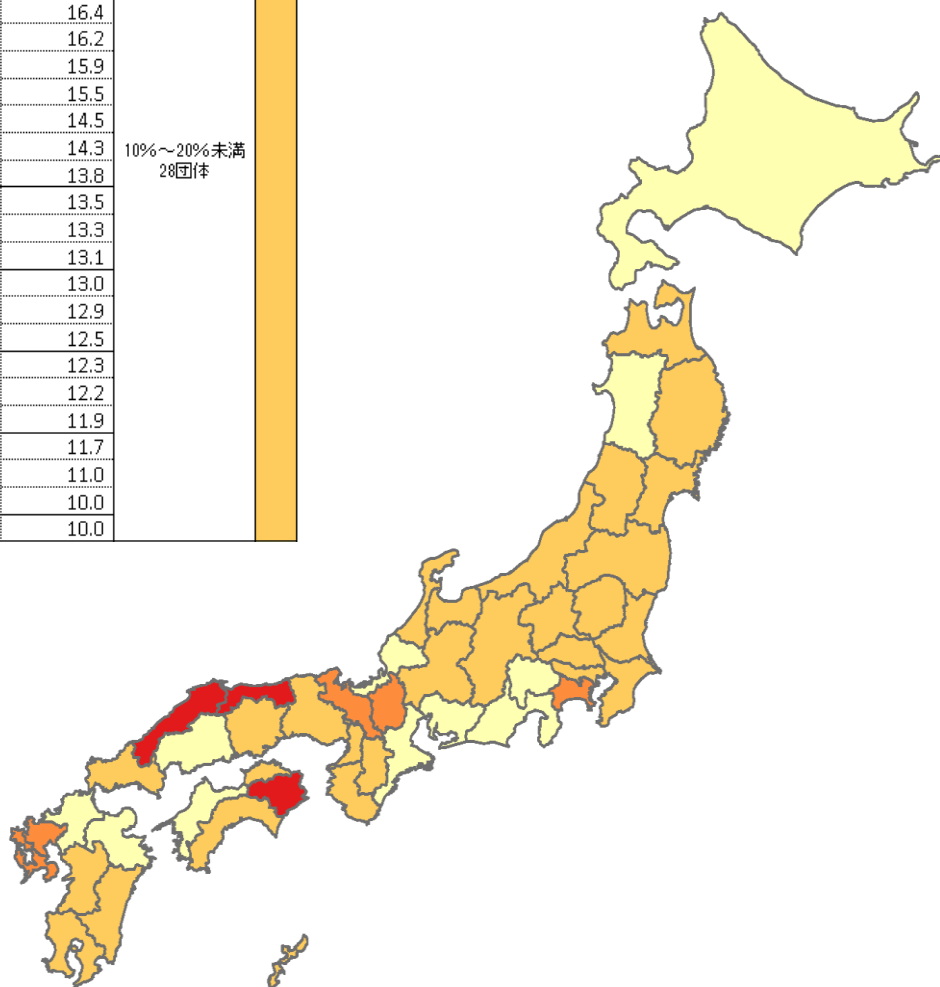
◎座長

(令和3年3月現在、五十音順、敬称略)

◆ 都道府県防災会議に占める女性の割合(令和2年4月1日現在)

都道府県	委員総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)
徳島県	81	38	46.9
鳥取県	67	27	40.3
島根県	72	29	40.3
佐賀県	70	20	28.6
滋賀県	60	14	23.3
京都府	66	15	22.7
神奈川県	57	12	21.1
長崎県	68	14	20.6
岩手県	76	15	19.7
岐阜県	61	12	19.7
栃木県	56	11	19.6
長野県	78	15	19.2
新潟県	76	14	18.4
青森県	60	11	18.3
千葉県	53	9	17.0
福島県	54	9	16.7
宮崎県	55	9	16.4
富山県	68	11	16.2
鹿児島県	63	10	15.9
宮城県	58	9	15.5
和歌山県	55	8	14.5
兵庫県	56	8	14.3
岡山県	58	8	13.8
茨城県	52	7	13.5
香川県	60	8	13.3
奈良県	61	8	13.1
沖縄県	54	7	13.0
山形県	62	8	12.9
群馬県	48	6	12.5
熊本県	57	7	12.3
東京都	74	9	12.2
大阪府	59	7	11.9
山口県	60	7	11.7
埼玉県	73	8	11.0
石川県	70	7	10.0
高知県	60	6	10.0

山梨県	64	6	9.4
大分県	58	5	8.6
三重県	60	5	8.3
愛媛県	61	5	8.2
愛知県	69	5	7.2
静岡県	58	4	6.9
秋田県	61	4	6.6
福岡県	61	4	6.6
北海道	67	4	6.0
福井県	56	3	5.4
広島県	59	3	5.1
合計	2,932	471	16.1



- (備考) 1.内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(2020年度)より作成。
 2.調査時点は原則として2020年4月1日現在であるが、各地方自治体の事情により異なる場合がある。
 3.女性割合は小数点第2位を四捨五入したもの。
 4.データの表記の都合上、島の省略等を行っているものがある。

◆ 市区町村防災会議の委員に占める女性割合(令和2年4月1日現在)

総委員数・女性割合の空欄:公表なし・データなし (1/15)

都道府県名	市区町村名	総委員数(人)		女性割合(%)
			うち女性委員(人)	
北海道	札幌市	67	5	7.5
北海道	函館市	47	4	8.5
北海道	小樽市	28	3	10.7
北海道	旭川市	28	5	17.9
北海道	室蘭市	36	1	2.8
北海道	釧路市	39	6	15.4
北海道	帯広市	26	2	7.7
北海道	北見市	46	1	2.2
北海道	夕張市	24	1	4.2
北海道	岩見沢市	27	0	0.0
北海道	網走市			
北海道	留萌市	28	2	7.1
北海道	苫小牧市	42	3	7.1
北海道	稚内市	29	0	0.0
北海道	美唄市	26	0	0.0
北海道	芦別市	25	3	12.0
北海道	江別市	31	1	3.2
北海道	赤平市	23	2	8.7
北海道	紋別市	32	1	3.1
北海道	士別市	25	1	4.0
北海道	名寄市	40	4	10.0
北海道	三笠市			
北海道	根室市	23	2	8.7
北海道	千歳市	37	1	2.7
北海道	滝川市	26	1	3.8
北海道	砂川市	24	1	4.2
北海道	歌志内市	16	1	6.3
北海道	深川市	25	1	4.0
北海道	富良野市	34	1	2.9
北海道	登別市	30	0	0.0
北海道	恵庭市	32	2	6.3
北海道	伊達市	24	0	0.0
北海道	北広島市	27	3	11.1
北海道	石狩市	28	4	14.3
北海道	北斗市	30	2	6.7
北海道	当別町	24	0	0.0
北海道	新篠津村	15	0	0.0
北海道	松前町	21	0	0.0
北海道	福島町	20	0	0.0
北海道	知内町	17	0	0.0
北海道	木古内町	19	0	0.0
北海道	七飯町	20	0	0.0
北海道	鹿部町	13		0.0
北海道	森町	15	0	0.0
北海道	八雲町	28	0	0.0
北海道	長万部町	19	0	0.0
北海道	江差町	19	0	0.0
北海道	上ノ国町			
北海道	厚沢部町	18	0	0.0
北海道	乙部町	20	0	0.0
北海道	奥尻町	20	1	5.0
北海道	今金町	26	1	3.8
北海道	せたな町	38	1	2.6
北海道	島牧村	25	0	0.0
北海道	寿都町	22	0	0.0
北海道	黒松内町	25	0	0.0

都道府県名	市区町村名	総委員数(人)		女性割合(%)
			うち女性委員(人)	
北海道	蘭越町	31	1	3.2
北海道	二セコ町	12	0	0.0
北海道	真狩村	17		0.0
北海道	留寿都村	12	0	0.0
北海道	喜茂別町	12	0	0.0
北海道	京極町			
北海道	倶知安町	30	2	6.7
北海道	共和町	26	0	0.0
北海道	岩内町	26	1	3.8
北海道	泊村	23	1	4.3
北海道	神恵内村	21		0.0
北海道	積丹町	22	1	4.5
北海道	古平町	16	1	6.3
北海道	仁木町	22	2	9.1
北海道	余市町	21	2	9.5
北海道	赤井川村	10	0	0.0
北海道	南幌町	22	0	0.0
北海道	奈井江町			
北海道	上砂川町	19	0	0.0
北海道	由仁町	21	0	0.0
北海道	長沼町	31	0	0.0
北海道	栗山町	25	1	4.0
北海道	月形町	32	3	9.4
北海道	浦臼町	21	0	0.0
北海道	新十津川町	31	1	3.2
北海道	妹背牛町	24	1	4.2
北海道	秩父別町			
北海道	雨竜町	19	1	5.3
北海道	北竜町	21	0	0.0
北海道	沼田町	16	0	0.0
北海道	鷹栖町			
北海道	東神楽町			
北海道	当麻町	25	1	4.0
北海道	比布町	16	0	0.0
北海道	愛別町	23	0	0.0
北海道	上川町	27	0	0.0
北海道	東川町			
北海道	美瑛町	26	0	0.0
北海道	上富良野町	26	1	3.8
北海道	中富良野町	23	0	0.0
北海道	南富良野町	20	1	5.0
北海道	占冠村	18	1	5.6
北海道	和寒町	19	1	5.3
北海道	剣淵町			
北海道	下川町	28	3	10.7
北海道	美深町	24	1	4.2
北海道	音威子府村	16	0	0.0
北海道	中川町	20	0	0.0
北海道	幌加内町	17	0	0.0
北海道	増毛町	0	0	
北海道	小平町	18	1	5.6
北海道	苫前町	20	0	0.0
北海道	羽幌町	26	0	0.0
北海道	初山別村	15	0	0.0
北海道	遠別町	21	0	0.0
北海道	天塩町			

都道府県名	市区町村名	総委員数(人)		女性割合(%)
			うち女性委員(人)	
北海道	猿払村	21	1	4.8
北海道	浜頓別町	21		0.0
北海道	中頓別町	12	0	0.0
北海道	枝幸町	23	1	4.3
北海道	豊富町	22	0	0.0
北海道	礼文町	21	1	4.8
北海道	利尻町			
北海道	利尻富士町	21	0	0.0
北海道	幌延町	18	0	0.0
北海道	美幌町	27	0	0.0
北海道	津別町	17	1	5.9
北海道	斜里町	14	1	7.1
北海道	清里町	17	1	5.9
北海道	小清水町	20	0	0.0
北海道	訓子府町			
北海道	置戸町	25	0	0.0
北海道	佐呂間町	19	0	0.0
北海道	遠軽町	18	0	0.0
北海道	湧別町	40	0	0.0
北海道	滝上町	35	1	2.9
北海道	興部町	29	2	6.9
北海道	西興部村	22	1	4.5
北海道	雄武町			
北海道	大空町	22		0.0
北海道	豊浦町			
北海道	壮瞥町	26	0	0.0
北海道	白老町	29	2	6.9
北海道	厚真町	25		0.0
北海道	洞爺湖町	19	0	0.0
北海道	安平町	18	0	0.0
北海道	むかわ町	31	0	0.0
北海道	日高町	42	1	2.4
北海道	平取町	22	0	0.0
北海道	新冠町	20		0.0
北海道	浦河町	24	0	0.0
北海道	様似町	29	0	0.0
北海道	えりも町	17	0	0.0
北海道	新ひだか町	26	0	0.0
北海道	音更町	31	2	6.5
北海道	士幌町	26	3	11.5
北海道	上士幌町	18	1	5.6
北海道	鹿追町	18	0	0.0
北海道	新得町	24	1	4.2
北海道	清水町			
北海道	芽室町	28	2	7.1
北海道	中札内村	21	1	4.8
北海道	更別村	12	0	0.0
北海道	大樹町	21	0	0.0
北海道	広尾町	25	0	0.0
北海道	幕別町	32	1	3.1
北海道	池田町	28	0	0.0
北海道	豊頃町	30	0	0.0
北海道	本別町	20	0	0.0
北海道	足寄町	25	1	4.0
北海道	陸別町	12	0	0.0
北海道	浦幌町	18	0	0.0
北海道	釧路町	28	0	0.0
北海道	厚岸町	24	2	8.3
北海道	浜中町	17	1	5.9

都道府県名	市区町村名	総委員数(人)		女性割合(%)
			うち女性委員(人)	
北海道	標茶町	17	1	5.9
北海道	弟子屈町	24	1	4.2
北海道	鶴居村	19	0	0.0
北海道	白糠町			
北海道	別海町	18	1	5.6
北海道	中標津町	18	1	5.6
北海道	標津町	18	1	5.6
北海道	羅臼町	21	1	4.8
青森県	青森市	36	2	5.6
青森県	弘前市	34	3	8.8
青森県	八戸市	35	1	2.9
青森県	黒石市	19	1	5.3
青森県	五所川原市	25	2	8.0
青森県	十和田市	19	1	5.3
青森県	三沢市	31	3	9.7
青森県	むつ市	26	1	3.8
青森県	つがる市	20	0	0.0
青森県	平川市	21	1	4.8
青森県	平内町	18	1	5.6
青森県	今別町	21	1	4.8
青森県	蓬田村	20	0	0.0
青森県	外ヶ浜町	17	1	5.9
青森県	鱒ヶ沢町	16	0	0.0
青森県	深浦町	14	0	0.0
青森県	西目屋村	11	0	0.0
青森県	藤崎町			
青森県	大鰐町			
青森県	田舎館村	10	0	0.0
青森県	板柳町	20	0	0.0
青森県	鶴田町	10	1	10.0
青森県	中泊町	16	2	12.5
青森県	野辺地町	21	2	9.5
青森県	七戸町	20	1	5.0
青森県	六戸町	18	0	0.0
青森県	横浜町	18	1	5.6
青森県	東北町	20	1	5.0
青森県	六ヶ所村	22	1	4.5
青森県	おいらせ町	19	2	10.5
青森県	大間町	19	0	0.0
青森県	東通村			
青森県	風間浦村	18	1	5.6
青森県	佐井村	20	0	0.0
青森県	三戸町	15	2	13.3
青森県	五戸町	22	3	13.6
青森県	田子町	0	0	
青森県	南部町	20	2	10.0
青森県	階上町	20	0	0.0
青森県	新郷村	19	3	15.8
岩手県	盛岡市	54	12	22.2
岩手県	宮古市	1	0	0.0
岩手県	大船渡市	45	7	15.6
岩手県	花巻市	36	5	13.9
岩手県	北上市	39	3	7.7
岩手県	久慈市	31	2	6.5
岩手県	遠野市	29	1	3.4
岩手県	一関市	35	3	8.6
岩手県	陸前高田市	27	4	14.8
岩手県	釜石市	39	13	33.3
岩手県	二戸市	35	5	14.3

都道府県名	市区町村名	総委員数(人)		女性割合(%)
			うち女性委員(人)	
岩手県	八幡平市	32	2	6.3
岩手県	奥州市	50	3	6.0
岩手県	滝沢市	34	2	5.9
岩手県	雫石町	41	6	14.6
岩手県	葛巻町	22	0	0.0
岩手県	岩手町	20	2	10.0
岩手県	紫波町	38	6	15.8
岩手県	矢巾町	48	3	6.3
岩手県	西和賀町	40	3	7.5
岩手県	金ヶ崎町	37	4	10.8
岩手県	平泉町	24	2	8.3
岩手県	住田町	25	1	4.0
岩手県	大槌町	39	1	2.6
岩手県	山田町	33	1	3.0
岩手県	岩泉町	42	2	4.8
岩手県	田野畑村	24	3	12.5
岩手県	普代村	29	1	3.4
岩手県	軽米町	26	1	3.8
岩手県	野田村	29	0	0.0
岩手県	九戸村	24	0	0.0
岩手県	洋野町	37	0	0.0
岩手県	一戸町	28	0	0.0
宮城県	仙台市	41	9	22.0
宮城県	石巻市	68	11	16.2
宮城県	塩竈市			
宮城県	気仙沼市	37	1	2.7
宮城県	白石市	34	1	2.9
宮城県	名取市	31	2	6.5
宮城県	角田市			
宮城県	多賀城市	28	3	10.7
宮城県	岩沼市	30	1	3.3
宮城県	登米市	34	0	0.0
宮城県	栗原市	50	2	4.0
宮城県	東松島市	35	2	5.7
宮城県	大崎市	57	4	7.0
宮城県	富谷市			
宮城県	蔵王町	32	1	3.1
宮城県	七ヶ宿町	21	0	0.0
宮城県	大河原町	30	1	3.3
宮城県	村田町	18	0	0.0
宮城県	柴田町			
宮城県	川崎町	22	2	9.1
宮城県	丸森町			
宮城県	亘理町			
宮城県	山元町	40	5	12.5
宮城県	松島町	18	0	0.0
宮城県	七ヶ浜町	19	3	15.8
宮城県	利府町			
宮城県	大和町	26	2	7.7
宮城県	大郷町	20	2	10.0
宮城県	大衡村	14	1	7.1
宮城県	色麻町	23	2	8.7
宮城県	加美町			
宮城県	涌谷町	24	1	4.2
宮城県	美里町	25	2	8.0
宮城県	女川町	23	0	0.0
宮城県	南三陸町	23	2	8.7
秋田県	秋田市	53	8	15.1
秋田県	能代市	42	7	16.7

都道府県名	市区町村名	総委員数(人)		女性割合(%)
			うち女性委員(人)	
秋田県	横手市	49	8	16.3
秋田県	大館市	45	4	8.9
秋田県	男鹿市	27	1	3.7
秋田県	湯沢市	36	12	33.3
秋田県	鹿角市	27	3	11.1
秋田県	由利本荘市	38	3	7.9
秋田県	潟上市	26	3	11.5
秋田県	大仙市	31	5	16.1
秋田県	北秋田市	30	3	10.0
秋田県	にかほ市	30	1	3.3
秋田県	仙北市	30	0	0.0
秋田県	小坂町	23	3	13.0
秋田県	上小阿仁村	19	1	5.3
秋田県	藤里町	25	1	4.0
秋田県	三種町	18	0	0.0
秋田県	八峰町	19	1	5.3
秋田県	五城目町	35	4	11.4
秋田県	八郎潟町	14	0	0.0
秋田県	井川町			
秋田県	大潟村	25	1	4.0
秋田県	美郷町	25	1	4.0
秋田県	羽後町	24	0	0.0
秋田県	東成瀬村	26	1	3.8
山形県	山形市	53	5	9.4
山形県	米沢市	39	6	15.4
山形県	鶴岡市	54	0	0.0
山形県	酒田市	51	11	21.6
山形県	新庄市	27	2	7.4
山形県	寒河江市	34	4	11.8
山形県	上山市	36	1	2.8
山形県	村山市	35	3	8.6
山形県	長井市	27	4	14.8
山形県	天童市	39	2	5.1
山形県	東根市	44	2	4.5
山形県	尾花沢市	35	3	8.6
山形県	南陽市	20	1	5.0
山形県	山辺町	30	2	6.7
山形県	中山町			
山形県	河北町	21	0	0.0
山形県	西川町	21	0	0.0
山形県	朝日町	22	1	4.5
山形県	大江町	27	0	0.0
山形県	大石田町	23	0	0.0
山形県	金山町	22	0	0.0
山形県	最上町	23	0	0.0
山形県	舟形町	38	1	2.6
山形県	真室川町	24	0	0.0
山形県	大蔵村	30	0	0.0
山形県	鮭川村	31	2	6.5
山形県	戸沢村	34	1	2.9
山形県	高島町	20	1	5.0
山形県	川西町	20	1	5.0
山形県	小国町	30	2	6.7
山形県	白鷹町	25	3	12.0
山形県	飯豊町	17	0	0.0
山形県	三川町	27	1	3.7
山形県	庄内町	36	4	11.1
山形県	遊佐町	29	2	6.9
福島県	福島市	54	3	5.6

都道府県名	市区町村名	総委員数(人)		女性割合(%)
			うち女性委員(人)	
福島県	会津若松市			
福島県	郡山市	50	3	6.0
福島県	いわき市	40	9	22.5
福島県	白河市	31	0	0.0
福島県	須賀川市	28	1	3.6
福島県	喜多方市			
福島県	相馬市	35	2	5.7
福島県	二本松市	30	6	20.0
福島県	田村市	30	1	3.3
福島県	南相馬市	33	3	9.1
福島県	伊達市	29	0	0.0
福島県	本宮市			
福島県	桑折町	31	2	6.5
福島県	国見町	20	0	0.0
福島県	川俣町	21	0	0.0
福島県	大玉村	23	1	4.3
福島県	鏡石町			
福島県	天栄村	20	1	5.0
福島県	下郷町	24	0	0.0
福島県	檜枝岐村	13	0	0.0
福島県	只見町	15	0	0.0
福島県	南会津町	14	0	0.0
福島県	北塩原村	25	0	0.0
福島県	西会津町	20	2	10.0
福島県	磐梯町	20	0	0.0
福島県	猪苗代町	21	1	4.8
福島県	会津坂下町	36	1	2.8
福島県	湯川村			
福島県	柳津町	16	0	0.0
福島県	三島町	21	0	0.0
福島県	金山町	21	0	0.0
福島県	昭和村	16	1	6.3
福島県	会津美里町	25	4	16.0
福島県	西郷村			
福島県	泉崎村	10	0	0.0
福島県	中島村	14	0	0.0
福島県	矢吹町	13	1	7.7
福島県	棚倉町			
福島県	矢祭町	15		0.0
福島県	塙町			
福島県	鮫川村	14	0	0.0
福島県	石川町			
福島県	玉川村	27	2	7.4
福島県	平田村			
福島県	浅川町	23	3	13.0
福島県	古殿町	24	2	8.3
福島県	三春町			
福島県	小野町	0	0	
福島県	広野町	18	0	0.0
福島県	楢葉町	38	2	5.3
福島県	富岡町			
福島県	川内村			
福島県	大熊町	18	0	0.0
福島県	双葉町	34	0	0.0
福島県	浪江町	41	1	2.4
福島県	葛尾村	28	0	0.0
福島県	新地町	20	0	0.0
福島県	飯舘村			
茨城県	水戸市			

都道府県名	市区町村名	総委員数(人)		女性割合(%)
			うち女性委員(人)	
茨城県	日立市	42	3	7.1
茨城県	土浦市	45	9	20.0
茨城県	古河市	45	5	11.1
茨城県	石岡市	32	3	9.4
茨城県	結城市	27	3	11.1
茨城県	龍ヶ崎市	42	3	7.1
茨城県	下妻市	36	6	16.7
茨城県	常総市	23	0	0.0
茨城県	常陸太田市	21	1	4.8
茨城県	高萩市	25	1	4.0
茨城県	北茨城市	29	2	6.9
茨城県	笠間市	32	2	6.3
茨城県	取手市	43	3	7.0
茨城県	牛久市	34	2	5.9
茨城県	つくば市	33	3	9.1
茨城県	ひたちなか市	30	3	10.0
茨城県	鹿嶋市	30	5	16.7
茨城県	潮来市	23	2	8.7
茨城県	守谷市	31	5	16.1
茨城県	常陸大宮市	33	3	9.1
茨城県	那珂市	23	1	4.3
茨城県	筑西市	29	6	20.7
茨城県	坂東市	39	3	7.7
茨城県	稲敷市	35	1	2.9
茨城県	かすみがうら市	29	5	17.2
茨城県	桜川市	30	1	3.3
茨城県	神栖市			
茨城県	行方市	20	3	15.0
茨城県	鉾田市	28	3	10.7
茨城県	つくばみらい市	35	3	8.6
茨城県	小美玉市	33	2	6.1
茨城県	茨城町	16	0	0.0
茨城県	大洗町	33	0	0.0
茨城県	城里町	14	0	0.0
茨城県	東海村	22	0	0.0
茨城県	大子町	25	1	4.0
茨城県	美浦村	26	1	3.8
茨城県	阿見町	33	3	9.1
茨城県	河内町	26	0	0.0
茨城県	八千代町	31	1	3.2
茨城県	五霞町	28	4	14.3
茨城県	境町			
茨城県	利根町	33	1	3.0
栃木県	宇都宮市	46	4	8.7
栃木県	足利市	41	2	4.9
栃木県	栃木市	44	9	20.5
栃木県	佐野市	46	6	13.0
栃木県	鹿沼市	38	1	2.6
栃木県	日光市	48	8	16.7
栃木県	小山市	40	8	20.0
栃木県	真岡市			
栃木県	大田原市	44	8	18.2
栃木県	矢板市	19	2	10.5
栃木県	那須塩原市	43	3	7.0
栃木県	さくら市	21	2	9.5
栃木県	那須烏山市	11	1	9.1
栃木県	下野市	28	3	10.7
栃木県	上三川町			
栃木県	益子町	23	1	4.3

都道府県名	市区町村名	総委員数(人)		女性割合(%)
			うち女性委員(人)	
栃木県	茂木町	25	1	4.0
栃木県	市貝町	18	0	0.0
栃木県	芳賀町	29	1	3.4
栃木県	壬生町	23	1	4.3
栃木県	野木町			
栃木県	塩谷町	21	0	0.0
栃木県	高根沢町			
栃木県	那須町	17	0	0.0
栃木県	那珂川町	12	0	0.0
群馬県	前橋市	33	5	15.2
群馬県	高崎市	40	5	12.5
群馬県	桐生市	32	3	9.4
群馬県	伊勢崎市	58	11	19.0
群馬県	太田市	38	3	7.9
群馬県	沼田市	38	4	10.5
群馬県	館林市	36	6	16.7
群馬県	渋川市	48	7	14.6
群馬県	藤岡市	46	2	4.3
群馬県	富岡市	50	3	6.0
群馬県	安中市	35	7	20.0
群馬県	みどり市	22	0	0.0
群馬県	榛東村	29	1	3.4
群馬県	吉岡町	0	0	
群馬県	上野村	21	2	9.5
群馬県	神流町	32	0	0.0
群馬県	下仁田町	32	2	6.3
群馬県	南牧村			
群馬県	甘楽町	39	4	10.3
群馬県	中之条町	23	1	4.3
群馬県	長野原町	29	1	3.4
群馬県	嬭恋村	30	1	3.3
群馬県	草津町	25	0	0.0
群馬県	高山村	19	0	0.0
群馬県	東吾妻町			
群馬県	片品村	19	1	5.3
群馬県	川場村	15	1	6.7
群馬県	昭和村	19	0	0.0
群馬県	みなかみ町	34	2	5.9
群馬県	玉村町			
群馬県	板倉町	38	2	5.3
群馬県	明和町	26	3	11.5
群馬県	千代田町	29	1	3.4
群馬県	大泉町	27	3	11.1
群馬県	邑楽町	29	9	31.0
埼玉県	さいたま市	79	8	10.1
埼玉県	川越市	43	4	9.3
埼玉県	熊谷市	49	6	12.2
埼玉県	川口市	63	8	12.7
埼玉県	行田市	34	6	17.6
埼玉県	秩父市	49	5	10.2
埼玉県	所沢市	48	7	14.6
埼玉県	飯能市	52	2	3.8
埼玉県	加須市	54	6	11.1
埼玉県	本庄市	39	4	10.3
埼玉県	東松山市	33	2	6.1
埼玉県	春日部市	34	6	17.6
埼玉県	狭山市	37	6	16.2
埼玉県	羽生市	30	8	26.7
埼玉県	鴻巣市	39	6	15.4

都道府県名	市区町村名	総委員数(人)		女性割合(%)
			うち女性委員(人)	
埼玉県	深谷市	46	5	10.9
埼玉県	上尾市	33	3	9.1
埼玉県	草加市	35	9	25.7
埼玉県	越谷市	38	7	18.4
埼玉県	蕨市	35	7	20.0
埼玉県	戸田市	35	6	17.1
埼玉県	入間市	35	9	25.7
埼玉県	朝霞市			
埼玉県	志木市	34	5	14.7
埼玉県	和光市	33	6	18.2
埼玉県	新座市	42	12	28.6
埼玉県	桶川市	28	4	14.3
埼玉県	久喜市	44	10	22.7
埼玉県	北本市	42	5	11.9
埼玉県	八潮市	38	12	31.6
埼玉県	富士見市	30	4	13.3
埼玉県	三郷市	36	9	25.0
埼玉県	蓮田市	22	0	0.0
埼玉県	坂戸市	33	2	6.1
埼玉県	幸手市	33	2	6.1
埼玉県	鶴ヶ島市	31	3	9.7
埼玉県	日高市	30	5	16.7
埼玉県	吉川市	35	8	22.9
埼玉県	ふじみ野市	33	6	18.2
埼玉県	白岡市	33	2	6.1
埼玉県	伊奈町			
埼玉県	三芳町	27	4	14.8
埼玉県	毛呂山町	0	0	
埼玉県	越生町	31	3	9.7
埼玉県	滑川町	24	1	4.2
埼玉県	嵐山町	25	2	8.0
埼玉県	小川町	31	6	19.4
埼玉県	川島町	0	0	
埼玉県	吉見町			
埼玉県	鳩山町	28	2	7.1
埼玉県	ときがわ町	34	1	2.9
埼玉県	横瀬町	31	2	6.5
埼玉県	皆野町	24	0	0.0
埼玉県	長瀬町	26	1	3.8
埼玉県	小鹿野町	28	1	3.6
埼玉県	東秩父村	20	0	0.0
埼玉県	美里町	21	1	4.8
埼玉県	神川町	18	1	5.6
埼玉県	上里町	18	1	5.6
埼玉県	寄居町	35	0	0.0
埼玉県	宮代町	36	4	11.1
埼玉県	杉戸町	38	5	13.2
埼玉県	松伏町	23	2	8.7
千葉県	千葉市	72	7	9.7
千葉県	銚子市	25	2	8.0
千葉県	市川市	51	6	11.8
千葉県	船橋市	43	5	11.6
千葉県	館山市	34	4	11.8
千葉県	木更津市	39	5	12.8
千葉県	松戸市	43	10	23.3
千葉県	野田市	35	11	31.4
千葉県	茂原市	30	6	20.0
千葉県	成田市	43	2	4.7
千葉県	佐倉市	35	4	11.4

都道府県名	市区町村名	総委員数(人)		女性割合(%)
			うち女性委員(人)	
千葉県	東金市	30	2	6.7
千葉県	旭市	27	4	14.8
千葉県	習志野市	38	5	13.2
千葉県	柏市	43	5	11.6
千葉県	勝浦市			
千葉県	市原市	39	5	12.8
千葉県	流山市	32	6	18.8
千葉県	八千代市	31	1	3.2
千葉県	我孫子市	40	6	15.0
千葉県	鴨川市	15	0	0.0
千葉県	鎌ヶ谷市	29	4	13.8
千葉県	君津市	36	10	27.8
千葉県	富津市	26	2	7.7
千葉県	浦安市	13	0	0.0
千葉県	四街道市			
千葉県	袖ヶ浦市	29	2	6.9
千葉県	八街市	31	3	9.7
千葉県	印西市	40	4	10.0
千葉県	白井市	30	3	10.0
千葉県	富里市	33	5	15.2
千葉県	南房総市	30		0.0
千葉県	匝瑳市	30	1	3.3
千葉県	香取市	33	4	12.1
千葉県	山武市	31	5	16.1
千葉県	いすみ市	17	5	29.4
千葉県	大網白里市	34	4	11.8
千葉県	酒々井町	31	3	9.7
千葉県	栄町	26	1	3.8
千葉県	神崎町	7	0	0.0
千葉県	多古町	26	3	11.5
千葉県	東庄町	20	2	10.0
千葉県	九十九里町	20	1	5.0
千葉県	芝山町	30	2	6.7
千葉県	横芝光町	27	3	11.1
千葉県	一宮町	25	3	12.0
千葉県	睦沢町	25	5	20.0
千葉県	長生村	25	2	8.0
千葉県	白子町			
千葉県	長柄町			
千葉県	長南町	25	3	12.0
千葉県	大多喜町	19	1	5.3
千葉県	御宿町	20	2	10.0
千葉県	鋸南町	21	1	4.8
東京都	千代田区	44	1	2.3
東京都	中央区	60	6	10.0
東京都	港区	70	9	12.9
東京都	新宿区	47	4	8.5
東京都	文京区	52	7	13.5
東京都	台東区	48	2	4.2
東京都	墨田区	50	1	2.0
東京都	江東区	51	8	15.7
東京都	品川区	60	3	5.0
東京都	目黒区	32	6	18.8
東京都	大田区	56	8	14.3
東京都	世田谷区	53	8	15.1
東京都	渋谷区	43	6	14.0
東京都	中野区	45	4	8.9
東京都	杉並区	33	5	15.2
東京都	豊島区	58	14	24.1

都道府県名	市区町村名	総委員数(人)		女性割合(%)
			うち女性委員(人)	
東京都	北区	0	0	
東京都	荒川区	61	10	16.4
東京都	板橋区	54	2	3.7
東京都	練馬区	9	6	66.7
東京都	足立区	66	6	9.1
東京都	葛飾区	51	7	13.7
東京都	江戸川区	71	5	7.0
東京都	八王子市	48	9	18.8
東京都	立川市	41	4	9.8
東京都	武蔵野市	28	3	10.7
東京都	三鷹市	35	8	22.9
東京都	青梅市	33	3	9.1
東京都	府中市	28	5	17.9
東京都	昭島市	40	5	12.5
東京都	調布市	33	2	6.1
東京都	町田市	35	3	8.6
東京都	小金井市	29	6	20.7
東京都	小平市	33	5	15.2
東京都	日野市	26	5	19.2
東京都	東村山市	32	3	9.4
東京都	国分寺市	33	2	6.1
東京都	国立市	25	2	8.0
東京都	福生市	30	4	13.3
東京都	狛江市	29	5	17.2
東京都	東大和市	25	6	24.0
東京都	清瀬市	25	5	20.0
東京都	東久留米市	22	2	9.1
東京都	武蔵村山市	30	2	6.7
東京都	多摩市	25	2	8.0
東京都	稲城市	18	1	5.6
東京都	羽村市	28	3	10.7
東京都	あきる野市	36	5	13.9
東京都	西東京市	34	2	5.9
東京都	瑞穂町	30	3	10.0
東京都	日の出町	35	5	14.3
東京都	檜原村			
東京都	奥多摩町	28	0	0.0
東京都	大島町	24	2	8.3
東京都	利島村	6	0	0.0
東京都	新島村	26	1	3.8
東京都	神津島村	20	2	10.0
東京都	三宅村	22	0	0.0
東京都	御蔵島村	0	0	
東京都	八丈町	18	0	0.0
東京都	青ヶ島村			
東京都	小笠原村			
神奈川県	横浜市	61	8	13.1
神奈川県	川崎市	66	5	7.6
神奈川県	相模原市	45	5	11.1
神奈川県	横須賀市	34	6	17.6
神奈川県	平塚市	34	4	11.8
神奈川県	鎌倉市	39	6	15.4
神奈川県	藤沢市	40	2	5.0
神奈川県	小田原市	37	9	24.3
神奈川県	茅ヶ崎市	45	5	11.1
神奈川県	逗子市	27	3	11.1
神奈川県	三浦市	32	4	12.5
神奈川県	秦野市	34	6	17.6
神奈川県	厚木市	35	5	14.3

都道府県名	市区町村名	総委員数(人)		女性割合(%)
			うち女性委員(人)	
神奈川県	大和市	34	4	11.8
神奈川県	伊勢原市	25	1	4.0
神奈川県	海老名市	31	6	19.4
神奈川県	座間市	32	3	9.4
神奈川県	南足柄市	23	3	13.0
神奈川県	綾瀬市	33	2	6.1
神奈川県	葉山町	28	2	7.1
神奈川県	寒川町	22	2	9.1
神奈川県	大磯町	25	3	12.0
神奈川県	二宮町	24	4	16.7
神奈川県	中井町	16	0	0.0
神奈川県	大井町	20	4	20.0
神奈川県	松田町	15	1	6.7
神奈川県	山北町	18	2	11.1
神奈川県	開成町	15	1	6.7
神奈川県	箱根町	23	3	13.0
神奈川県	真鶴町	15	2	13.3
神奈川県	湯河原町	26	7	26.9
神奈川県	愛川町	30	4	13.3
神奈川県	清川村	0		
新潟県	新潟市	67	16	23.9
新潟県	長岡市	51	2	3.9
新潟県	三条市	38	3	7.9
新潟県	柏崎市	35	6	17.1
新潟県	新発田市	30	3	10.0
新潟県	小千谷市	18	0	0.0
新潟県	加茂市	42	1	2.4
新潟県	十日町市	30	2	6.7
新潟県	見附市	30	2	6.7
新潟県	村上市	35	1	2.9
新潟県	燕市	41	3	7.3
新潟県	糸魚川市	40	0	0.0
新潟県	妙高市	26	0	0.0
新潟県	五泉市	42	5	11.9
新潟県	上越市	42	1	2.4
新潟県	阿賀野市	25	3	12.0
新潟県	佐渡市	31	0	0.0
新潟県	魚沼市	36	0	0.0
新潟県	南魚沼市	23	1	4.3
新潟県	胎内市	15	2	13.3
新潟県	聖籠町	31	1	3.2
新潟県	弥彦村	19	0	0.0
新潟県	田上町	25	0	0.0
新潟県	阿賀町	13	0	0.0
新潟県	出雲崎町	21	0	0.0
新潟県	湯沢町	22	0	0.0
新潟県	津南町	8	1	12.5
新潟県	刈羽村	25	0	0.0
新潟県	関川村	26	1	3.8
新潟県	粟島浦村			
富山県	富山市	44	1	2.3
富山県	高岡市	66	4	6.1
富山県	魚津市	29	3	10.3
富山県	氷見市	35	2	5.7
富山県	滑川市	31	1	3.2
富山県	黒部市	39	2	5.1
富山県	砺波市	40	4	10.0
富山県	小矢部市	33	2	6.1
富山県	南砺市	33	1	3.0

都道府県名	市区町村名	総委員数(人)		女性割合(%)
			うち女性委員(人)	
富山県	射水市	36	3	8.3
富山県	舟橋村	7	0	0.0
富山県	上市町	23	0	0.0
富山県	立山町	24	4	16.7
富山県	入善町	35	4	11.4
富山県	朝日町	44	3	6.8
石川県	金沢市	50	4	8.0
石川県	七尾市	44	3	6.8
石川県	小松市	25	3	12.0
石川県	輪島市	28	1	3.6
石川県	珠洲市	37	1	2.7
石川県	加賀市	20	1	5.0
石川県	羽咋市	20	0	0.0
石川県	かほく市	19	0	0.0
石川県	白山市	26	2	7.7
石川県	能美市	18	1	5.6
石川県	野々市市	21	3	14.3
石川県	川北町	18	1	5.6
石川県	津幡町	21	1	4.8
石川県	内灘町	20	2	10.0
石川県	志賀町	21	1	4.8
石川県	宝達志水町	24	0	0.0
石川県	中能登町	16	2	12.5
石川県	穴水町	18	0	0.0
石川県	能登町	13	0	0.0
福井県	福井市	55	5	9.1
福井県	敦賀市	35	3	8.6
福井県	小浜市			
福井県	大野市	26	4	15.4
福井県	勝山市	39	7	17.9
福井県	鯖江市	25	2	8.0
福井県	あわら市	19	1	5.3
福井県	越前市	38	2	5.3
福井県	坂井市	29	3	10.3
福井県	永平寺町	20	3	15.0
福井県	池田町	20	2	10.0
福井県	南越前町	28	1	3.6
福井県	越前町	24	4	16.7
福井県	美浜町	29	1	3.4
福井県	高浜町	19	2	10.5
福井県	おおい町	26	0	0.0
福井県	若狭町	24	2	8.3
山梨県	甲府市	40	3	7.5
山梨県	富士吉田市	26	6	23.1
山梨県	都留市	18	2	11.1
山梨県	山梨市	52	5	9.6
山梨県	大月市	25	0	0.0
山梨県	韭崎市	21	3	14.3
山梨県	南アルプス市	31	5	16.1
山梨県	北杜市	40	5	12.5
山梨県	甲斐市			
山梨県	笛吹市	26	3	11.5
山梨県	上野原市	29	3	10.3
山梨県	甲州市	29	1	3.4
山梨県	中央市	21	2	9.5
山梨県	市川三郷町	21	1	4.8
山梨県	早川町	0	0	
山梨県	身延町			
山梨県	南部町	25	3	12.0

都道府県名	市区町村名	総委員数(人)		女性割合(%)
			うち女性委員(人)	
山梨県	富士川町			
山梨県	昭和町	29	2	6.9
山梨県	道志村	15	1	6.7
山梨県	西桂町	33	2	6.1
山梨県	忍野村	19	2	10.5
山梨県	山中湖村	23	3	13.0
山梨県	鳴沢村	18	0	0.0
山梨県	富士河口湖町			
山梨県	小菅村	22	0	0.0
山梨県	丹波山村	41	1	2.4
長野県	長野市	57	7	12.3
長野県	松本市	53	3	5.7
長野県	上田市	45	4	8.9
長野県	岡谷市	29	3	10.3
長野県	飯田市	40	2	5.0
長野県	諏訪市	34	6	17.6
長野県	須坂市	36	5	13.9
長野県	小諸市	35	2	5.7
長野県	伊那市	36	3	8.3
長野県	駒ヶ根市	38	5	13.2
長野県	中野市	37	4	10.8
長野県	大町市	36	2	5.6
長野県	飯山市	28	4	14.3
長野県	茅野市	42	5	11.9
長野県	塩尻市	33	7	21.2
長野県	佐久市	40	3	7.5
長野県	千曲市	31	4	12.9
長野県	東御市	30	3	10.0
長野県	安曇野市	39	6	15.4
長野県	小海町			
長野県	川上村	30	0	0.0
長野県	南牧村	0		
長野県	南相木村			
長野県	北相木村	14		0.0
長野県	佐久穂町	21	2	9.5
長野県	軽井沢町	38	3	7.9
長野県	御代田町	33	3	9.1
長野県	立科町	23	1	4.3
長野県	青木村	33	4	12.1
長野県	長和町	60	0	0.0
長野県	下諏訪町	32	4	12.5
長野県	富士見町	26	0	0.0
長野県	原村			
長野県	辰野町	36	4	11.1
長野県	箕輪町	30	5	16.7
長野県	飯島町	41	5	12.2
長野県	南箕輪村	22	1	4.5
長野県	中川村	20	0	0.0
長野県	宮田村	14	0	0.0
長野県	松川町	39	1	2.6
長野県	高森町	16	1	6.3
長野県	阿南町	19	0	0.0
長野県	阿智村	25	1	4.0
長野県	平谷村	8	0	0.0
長野県	根羽村	12		0.0
長野県	下條村	42	0	0.0
長野県	売木村	11	0	0.0
長野県	天龍村	16	3	18.8
長野県	黍阜村	10	0	0.0

都道府県名	市区町村名	総委員数(人)		女性割合(%)
			うち女性委員(人)	
長野県	喬木村	22	2	9.1
長野県	豊丘村	74	2	2.7
長野県	大鹿村	20	0	0.0
長野県	上松町	28	1	3.6
長野県	南木曾町			
長野県	木祖村	35	1	2.9
長野県	王滝村	12	0	0.0
長野県	大桑村	24	0	0.0
長野県	木曾町	25	0	0.0
長野県	麻績村	23	1	4.3
長野県	生坂村	22	0	0.0
長野県	山形村	20	2	10.0
長野県	朝日村			
長野県	筑北村	18	0	0.0
長野県	池田町	28	3	10.7
長野県	松川村	18	0	0.0
長野県	白馬村	24	1	4.2
長野県	小谷村	19	0	0.0
長野県	坂城町	30	2	6.7
長野県	小布施町	20	2	10.0
長野県	高山村	19	1	5.3
長野県	山ノ内町	28	1	3.6
長野県	木島平村	15	0	0.0
長野県	野沢温泉村	20	0	0.0
長野県	信濃町	20	1	5.0
長野県	小川村	16	0	0.0
長野県	飯綱町	27	3	11.1
長野県	栄村	22	0	0.0
岐阜県	岐阜市	57	4	7.0
岐阜県	大垣市	38	2	5.3
岐阜県	高山市	25	2	8.0
岐阜県	多治見市	23	1	4.3
岐阜県	関市	30	2	6.7
岐阜県	中津川市	28	0	0.0
岐阜県	美濃市	14	0	0.0
岐阜県	瑞浪市	30	2	6.7
岐阜県	羽島市	20	6	30.0
岐阜県	恵那市	29	8	27.6
岐阜県	美濃加茂市	19	1	5.3
岐阜県	土岐市	33	1	3.0
岐阜県	各務原市	32	4	12.5
岐阜県	可児市	28	5	17.9
岐阜県	山県市	32	4	12.5
岐阜県	瑞穂市	25	1	4.0
岐阜県	飛騨市	28	1	3.6
岐阜県	本巣市			
岐阜県	郡上市	30	5	16.7
岐阜県	下呂市	23	3	13.0
岐阜県	海津市	25	3	12.0
岐阜県	岐南町	18	1	5.6
岐阜県	笠松町	15	1	6.7
岐阜県	養老町	20	3	15.0
岐阜県	垂井町			
岐阜県	関ヶ原町			
岐阜県	神戸町	12	0	0.0
岐阜県	輪之内町	34	5	14.7
岐阜県	安八町	13	0	0.0
岐阜県	揖斐川町	25	0	0.0
岐阜県	大野町	9	1	11.1

<データ集>

(9/15)

都道府県名	市区町村名	総委員数(人)		女性割合(%)
			うち女性委員(人)	
岐阜県	池田町	14	2	14.3
岐阜県	北方町	21	1	4.8
岐阜県	坂祝町	25	1	4.0
岐阜県	富加町	15	0	0.0
岐阜県	川辺町	21	3	14.3
岐阜県	七宗町	24	2	8.3
岐阜県	八百津町	21	0	0.0
岐阜県	白川町	27	1	3.7
岐阜県	東白川村	20	0	0.0
岐阜県	御嵩町	20	2	10.0
岐阜県	白川村	14	1	7.1
静岡県	静岡市	45	4	8.9
静岡県	浜松市	33	1	3.0
静岡県	沼津市	45	6	13.3
静岡県	熱海市	28	3	10.7
静岡県	三島市	35	7	20.0
静岡県	富士宮市	43	4	9.3
静岡県	伊東市	47	4	8.5
静岡県	島田市	38	3	7.9
静岡県	富士市	40	3	7.5
静岡県	磐田市	25	2	8.0
静岡県	焼津市	32	1	3.1
静岡県	掛川市	33	11	33.3
静岡県	藤枝市	46	4	8.7
静岡県	御殿場市	34	3	8.8
静岡県	袋井市	22	2	9.1
静岡県	下田市	36	1	2.8
静岡県	裾野市	30	2	6.7
静岡県	湖西市	21	1	4.8
静岡県	伊豆市	17	0	0.0
静岡県	御前崎市	29	0	0.0
静岡県	菊川市	28	0	0.0
静岡県	伊豆の国市	31	5	16.1
静岡県	牧之原市	37	1	2.7
静岡県	東伊豆町	30	3	10.0
静岡県	河津町	20	2	10.0
静岡県	南伊豆町	25	2	8.0
静岡県	松崎町	17	1	5.9
静岡県	西伊豆町	20	1	5.0
静岡県	函南町	21	0	0.0
静岡県	清水町	24	4	16.7
静岡県	長泉町	25	1	4.0
静岡県	小山町	24	2	8.3
静岡県	吉田町	31	5	16.1
静岡県	川根本町	26	0	0.0
静岡県	森町	18	1	5.6
愛知県	名古屋市	57	12	21.1
愛知県	豊橋市	35	2	5.7
愛知県	岡崎市	28	5	17.9
愛知県	一宮市	40	2	5.0
愛知県	瀬戸市	27	1	3.7
愛知県	半田市	25	2	8.0
愛知県	春日井市	49	5	10.2
愛知県	豊川市	38	5	13.2
愛知県	津島市	24	1	4.2
愛知県	碧南市	34	2	5.9
愛知県	刈谷市	29	4	13.8
愛知県	豊田市	7	0	0.0
愛知県	安城市	28	4	14.3

都道府県名	市区町村名	総委員数(人)		女性割合(%)
			うち女性委員(人)	
愛知県	西尾市	35	2	5.7
愛知県	蒲郡市	38	3	7.9
愛知県	犬山市	34	2	5.9
愛知県	常滑市	50	4	8.0
愛知県	江南市	24	2	8.3
愛知県	小牧市	35	2	5.7
愛知県	稲沢市	38	3	7.9
愛知県	新城市	40	4	10.0
愛知県	東海市	30	4	13.3
愛知県	大府市	22	5	22.7
愛知県	知多市	25	5	20.0
愛知県	知立市	25	3	12.0
愛知県	尾張旭市	25	4	16.0
愛知県	高浜市	24	2	8.3
愛知県	岩倉市	21	3	14.3
愛知県	豊明市	22	1	4.5
愛知県	日進市	29	2	6.9
愛知県	田原市	26	2	7.7
愛知県	愛西市	18	3	16.7
愛知県	清須市	22	2	9.1
愛知県	北名古屋市	28	3	10.7
愛知県	弥富市	14	1	7.1
愛知県	みよし市	25	3	12.0
愛知県	あま市	25	3	12.0
愛知県	長久手市	23	5	21.7
愛知県	東郷町	29	1	3.4
愛知県	豊山町	23	4	17.4
愛知県	大口町	25	0	0.0
愛知県	扶桑町	25	4	16.0
愛知県	大治町	21	3	14.3
愛知県	蟹江町	16	2	12.5
愛知県	飛島村	17	0	0.0
愛知県	阿久比町	29	2	6.9
愛知県	東浦町	29	2	6.9
愛知県	南知多町	20	2	10.0
愛知県	美浜町	21	3	14.3
愛知県	武豊町	20	3	15.0
愛知県	幸田町	20	3	15.0
愛知県	設楽町	20	0	0.0
愛知県	東栄町	17	0	0.0
愛知県	豊根村	25	6	24.0
三重県	津市	44	8	18.2
三重県	四日市市	51	5	9.8
三重県	伊勢市	30	4	13.3
三重県	松阪市	41	4	9.8
三重県	桑名市	43	4	9.3
三重県	鈴鹿市	44	19	43.2
三重県	名張市	40	5	12.5
三重県	尾鷲市	39	5	12.8
三重県	亀山市	26	1	3.8
三重県	鳥羽市	33	2	6.1
三重県	熊野市	27	1	3.7
三重県	いなべ市	26	2	7.7
三重県	志摩市	32	5	15.6
三重県	伊賀市	36	2	5.6
三重県	木曾岬町	21	1	4.8
三重県	東員町	12	3	25.0
三重県	菰野町	22	3	13.6
三重県	朝日町	0	0	

<データ集>

(10/15)

都道府県名	市区町村名	総委員数(人)		女性割合(%)
			うち女性委員(人)	
三重県	川越町	22	3	13.6
三重県	多気町	29	1	3.4
三重県	明和町	42	1	2.4
三重県	大台町	19	2	10.5
三重県	玉城町	18	0	0.0
三重県	度会町	9	0	0.0
三重県	大紀町	63	3	4.8
三重県	南伊勢町	26	0	0.0
三重県	紀北町	54	2	3.7
三重県	御浜町	27	1	3.7
三重県	紀宝町			
滋賀県	大津市	36	5	13.9
滋賀県	彦根市	32	3	9.4
滋賀県	長浜市	42	4	9.5
滋賀県	近江八幡市	33	2	6.1
滋賀県	草津市	19	3	15.8
滋賀県	守山市	0	0	
滋賀県	栗東市	31	0	0.0
滋賀県	甲賀市	48	8	16.7
滋賀県	野洲市	25	3	12.0
滋賀県	湖南市	27	3	11.1
滋賀県	高島市	41	6	14.6
滋賀県	東近江市	40	4	10.0
滋賀県	米原市	28	2	7.1
滋賀県	日野町	18	2	11.1
滋賀県	竜王町	15	0	0.0
滋賀県	愛荘町	18	2	11.1
滋賀県	豊郷町	18	0	0.0
滋賀県	甲良町	18	1	5.6
滋賀県	多賀町	21	5	23.8
京都府	京都市	54	5	9.3
京都府	福知山市	14	0	0.0
京都府	舞鶴市	23	0	0.0
京都府	綾部市	38	2	5.3
京都府	宇治市	44	4	9.1
京都府	宮津市	20	1	5.0
京都府	亀岡市	38	5	13.2
京都府	城陽市	43	2	4.7
京都府	向日市	22	3	13.6
京都府	長岡京市	30	4	13.3
京都府	八幡市	38	2	5.3
京都府	京田辺市	38	3	7.9
京都府	京丹後市	22	4	18.2
京都府	南丹市	40	2	5.0
京都府	木津川市	35	8	22.9
京都府	大山崎町	28	1	3.6
京都府	久御山町	25	2	8.0
京都府	井手町	30	2	6.7
京都府	宇治田原町	19	0	0.0
京都府	笠置町	19	1	5.3
京都府	和束町	20	0	0.0
京都府	精華町	30	9	30.0
京都府	南山城村	17		0.0
京都府	京丹波町	20	2	10.0
京都府	伊根町	20	0	0.0
京都府	与謝野町	23	2	8.7
大阪府	大阪市	48	12	25.0
大阪府	堺市	55	7	12.7
大阪府	岸和田市	0	0	

都道府県名	市区町村名	総委員数(人)		女性割合(%)
			うち女性委員(人)	
大阪府	豊中市	42	2	4.8
大阪府	池田市	40	3	7.5
大阪府	吹田市	30	3	10.0
大阪府	泉大津市	33	6	18.2
大阪府	高槻市	38	1	2.6
大阪府	貝塚市	40	4	10.0
大阪府	守口市	32	4	12.5
大阪府	枚方市	40	6	15.0
大阪府	茨木市	34	6	17.6
大阪府	八尾市	61	6	9.8
大阪府	泉佐野市	21	0	0.0
大阪府	富田林市	35	7	20.0
大阪府	寝屋川市	20	2	10.0
大阪府	河内長野市	27	1	3.7
大阪府	松原市	36	5	13.9
大阪府	大東市	27	1	3.7
大阪府	和泉市	40	6	15.0
大阪府	箕面市	26	1	3.8
大阪府	柏原市	39	5	12.8
大阪府	羽曳野市	27	2	7.4
大阪府	門真市	24	4	16.7
大阪府	摂津市	32	3	9.4
大阪府	高石市	35	1	2.9
大阪府	藤井寺市	30	2	6.7
大阪府	東大阪市	60	9	15.0
大阪府	泉南市	31	1	3.2
大阪府	四條畷市	26	3	11.5
大阪府	交野市	30	3	10.0
大阪府	大阪狭山市	24	4	16.7
大阪府	阪南市	39	3	7.7
大阪府	島本町	22	3	13.6
大阪府	豊能町	27	1	3.7
大阪府	能勢町	18	0	0.0
大阪府	忠岡町	29	3	10.3
大阪府	熊取町	40	6	15.0
大阪府	田尻町	0	0	
大阪府	岬町	40	4	10.0
大阪府	太子町	20	2	10.0
大阪府	河南町	20	0	0.0
大阪府	千早赤阪村	20	2	10.0
兵庫県	神戸市	63	6	9.5
兵庫県	姫路市	53	6	11.3
兵庫県	尼崎市	30	9	30.0
兵庫県	明石市	30	3	10.0
兵庫県	西宮市	31	2	6.5
兵庫県	洲本市	38	4	10.5
兵庫県	芦屋市	34	6	17.6
兵庫県	伊丹市	40	4	10.0
兵庫県	相生市	35	4	11.4
兵庫県	豊岡市	42	6	14.3
兵庫県	加古川市	28	2	7.1
兵庫県	赤穂市	39	2	5.1
兵庫県	西脇市	34	3	8.8
兵庫県	宝塚市	39	7	17.9
兵庫県	三木市	29	9	31.0
兵庫県	高砂市	28	2	7.1
兵庫県	川西市	38	4	10.5
兵庫県	小野市	27	6	22.2
兵庫県	三田市	26	9	34.6

都道府県名	市区町村名	総委員数(人)		女性割合(%)
			うち女性委員(人)	
兵庫県	加西市	28	1	3.6
兵庫県	篠山市	33	4	12.1
兵庫県	養父市	31	3	9.7
兵庫県	丹波市	26	3	11.5
兵庫県	南あわじ市	33	4	12.1
兵庫県	朝来市	28	2	7.1
兵庫県	淡路市	30	2	6.7
兵庫県	宍粟市	42	5	11.9
兵庫県	加東市	36	2	5.6
兵庫県	たつの市	33	2	6.1
兵庫県	猪名川町	19	1	5.3
兵庫県	多可町	22	1	4.5
兵庫県	稲美町	29	2	6.9
兵庫県	播磨町	36	2	5.6
兵庫県	市川町	20	0	0.0
兵庫県	福崎町	21		0.0
兵庫県	神河町	21	1	4.8
兵庫県	太子町	18	2	11.1
兵庫県	上郡町	19	0	0.0
兵庫県	佐用町	44	4	9.1
兵庫県	香美町	25	1	4.0
兵庫県	新温泉町	16	0	0.0
奈良県	奈良市	32	7	21.9
奈良県	大和高田市	32	3	9.4
奈良県	大和郡山市	25	1	4.0
奈良県	天理市	27	3	11.1
奈良県	橿原市	25	2	8.0
奈良県	桜井市	31	4	12.9
奈良県	五條市	38	2	5.3
奈良県	御所市	31	4	12.9
奈良県	生駒市	33	4	12.1
奈良県	香芝市	28	3	10.7
奈良県	葛城市	26	3	11.5
奈良県	宇陀市	26	2	7.7
奈良県	山添村	19	2	10.5
奈良県	平群町	20	5	25.0
奈良県	三郷町	18	1	5.6
奈良県	斑鳩町	19	4	21.1
奈良県	安堵町	19	3	15.8
奈良県	川西町	19	0	0.0
奈良県	三宅町	19	0	0.0
奈良県	田原本町	22	2	9.1
奈良県	曾爾村	8	0	0.0
奈良県	御杖村	19	1	5.3
奈良県	高取町	11	0	0.0
奈良県	明日香村			
奈良県	上牧町	29	8	27.6
奈良県	王寺町	16	2	12.5
奈良県	広陵町	29	3	10.3
奈良県	河合町	27	1	3.7
奈良県	吉野町	21	4	19.0
奈良県	大淀町	23	2	8.7
奈良県	下市町	21		0.0
奈良県	黒滝村	23	1	4.3
奈良県	天川村	23	1	4.3
奈良県	野迫川村			
奈良県	十津川村			
奈良県	下北山村	24	0	0.0
奈良県	上北山村	19	0	0.0

都道府県名	市区町村名	総委員数(人)		女性割合(%)
			うち女性委員(人)	
奈良県	川上村	21	0	0.0
奈良県	東吉野村	26	0	0.0
和歌山県	和歌山市	41	5	12.2
和歌山県	海南市	25	1	4.0
和歌山県	橋本市	49	4	8.2
和歌山県	有田市	20	0	0.0
和歌山県	御坊市	13	2	15.4
和歌山県	田辺市	39	8	20.5
和歌山県	新宮市	20	0	0.0
和歌山県	紀の川市	30	7	23.3
和歌山県	岩出市	28	2	7.1
和歌山県	紀美野町	31	3	9.7
和歌山県	かつらぎ町	20	0	0.0
和歌山県	九度山町	15	0	0.0
和歌山県	高野町	21	0	0.0
和歌山県	湯浅町	18	1	5.6
和歌山県	広川町			
和歌山県	有田川町	7	0	0.0
和歌山県	美浜町	19	1	5.3
和歌山県	日高町	18	0	0.0
和歌山県	由良町	15	0	0.0
和歌山県	印南町	17	0	0.0
和歌山県	みなべ町	7	1	14.3
和歌山県	日高川町	16	0	0.0
和歌山県	白浜町	22	1	4.5
和歌山県	上富田町	16	0	0.0
和歌山県	すさみ町			
和歌山県	那智勝浦町	25	1	4.0
和歌山県	太地町	15	2	13.3
和歌山県	古座川町	17	2	11.8
和歌山県	北山村	18	0	0.0
和歌山県	串本町	21	2	9.5
鳥取県	鳥取市	41	8	19.5
鳥取県	米子市	29	4	13.8
鳥取県	倉吉市	31	5	16.1
鳥取県	境港市	30	2	6.7
鳥取県	岩美町	24	3	12.5
鳥取県	若桜町	25	4	16.0
鳥取県	智頭町	18	3	16.7
鳥取県	八頭町	0	0	
鳥取県	三朝町	18	3	16.7
鳥取県	湯梨浜町	27	5	18.5
鳥取県	琴浦町	21	6	28.6
鳥取県	北栄町	23	4	17.4
鳥取県	日吉津村	14	0	0.0
鳥取県	大山町	14	2	14.3
鳥取県	南部町			
鳥取県	伯耆町	11	0	0.0
鳥取県	日南町	30	2	6.7
鳥取県	日野町	15	1	6.7
鳥取県	江府町	15	2	13.3
島根県	松江市	61	7	11.5
島根県	浜田市	40	4	10.0
島根県	出雲市	79	5	6.3
島根県	益田市	51	7	13.7
島根県	大田市	34	3	8.8
島根県	安来市			
島根県	江津市	29	2	6.9
島根県	雲南市	36	3	8.3

<データ集>

(12/15)

都道府県名	市区町村名	総委員数(人)		女性割合(%)
			うち女性委員(人)	
島根県	奥出雲町	30	2	6.7
島根県	飯南町	11	0	0.0
島根県	川本町	27	2	7.4
島根県	美郷町	31	4	12.9
島根県	邑南町	42	3	7.1
島根県	津和野町	32	4	12.5
島根県	吉賀町	17	0	0.0
島根県	海士町	17	3	17.6
島根県	西ノ島町	12	0	0.0
島根県	知夫村	13	1	7.7
島根県	隠岐の島町	29	0	0.0
岡山県	岡山市	54	21	38.9
岡山県	倉敷市	50	15	30.0
岡山県	津山市	33	4	12.1
岡山県	玉野市	9	1	11.1
岡山県	笠岡市	23	7	30.4
岡山県	井原市	27	6	22.2
岡山県	総社市	24	2	8.3
岡山県	高梁市	32	2	6.3
岡山県	新見市	33	3	9.1
岡山県	備前市	25	6	24.0
岡山県	瀬戸内市	24	2	8.3
岡山県	赤磐市	16	3	18.8
岡山県	真庭市	25	10	40.0
岡山県	美作市			
岡山県	浅口市			
岡山県	和気町	8	0	0.0
岡山県	早島町	0	0	
岡山県	里庄町	14	2	14.3
岡山県	矢掛町			
岡山県	新庄村	14	1	7.1
岡山県	鏡野町	11	0	0.0
岡山県	勝央町	20	1	5.0
岡山県	奈義町	18	1	5.6
岡山県	西粟倉村	14		0.0
岡山県	久米南町	8	1	12.5
岡山県	美咲町			
岡山県	吉備中央町	17	3	17.6
広島県	広島市	68	4	5.9
広島県	呉市	55	6	10.9
広島県	竹原市	25	1	4.0
広島県	三原市	46	2	4.3
広島県	尾道市	46	3	6.5
広島県	福山市	45	5	11.1
広島県	府中市	22	1	4.5
広島県	三次市	37	7	18.9
広島県	庄原市	37	5	13.5
広島県	大竹市	21	0	0.0
広島県	東広島市	10	1	10.0
広島県	廿日市市	50	4	8.0
広島県	安芸高田市	43	2	4.7
広島県	江田島市	36	1	2.8
広島県	府中町	26	4	15.4
広島県	海田町	27	2	7.4
広島県	熊野町	26	2	7.7
広島県	坂町	30	2	6.7
広島県	安芸太田町	25	0	0.0
広島県	北広島町	37	1	2.7
広島県	大崎上島町	25	0	0.0

都道府県名	市区町村名	総委員数(人)		女性割合(%)
			うち女性委員(人)	
広島県	世羅町	28	2	7.1
広島県	神石高原町	35	3	8.6
山口県	下関市	33	8	24.2
山口県	宇部市	26	3	11.5
山口県	山口市	52	4	7.7
山口県	萩市	36	13	36.1
山口県	防府市	37	8	21.6
山口県	下松市	30	2	6.7
山口県	岩国市	50	4	8.0
山口県	光市	39	3	7.7
山口県	長門市	22	2	9.1
山口県	柳井市	37	8	21.6
山口県	美祢市	24	2	8.3
山口県	周南市	45	5	11.1
山口県	山陽小野田市	35	4	11.4
山口県	周防大島町	26	0	0.0
山口県	和木町	29	2	6.9
山口県	上関町	27	1	3.7
山口県	田布施町	29	0	0.0
山口県	平生町	25	1	4.0
山口県	阿武町	20	0	0.0
徳島県	徳島市	41	7	17.1
徳島県	鳴門市	41	2	4.9
徳島県	小松島市	27	0	0.0
徳島県	阿南市	31	8	25.8
徳島県	吉野川市	22	1	4.5
徳島県	阿波市	36	5	13.9
徳島県	美馬市	31	2	6.5
徳島県	三好市	36	2	5.6
徳島県	勝浦町	20	2	10.0
徳島県	上勝町	11	2	18.2
徳島県	佐那河内村	12	2	16.7
徳島県	石井町	17	1	5.9
徳島県	神山町	12	0	0.0
徳島県	那賀町	14	0	0.0
徳島県	牟岐町	15	2	13.3
徳島県	美波町	35	4	11.4
徳島県	海陽町	24	3	12.5
徳島県	松茂町	29	2	6.9
徳島県	北島町	18	0	0.0
徳島県	藍住町	0	0	
徳島県	板野町	18	2	11.1
徳島県	上板町	18	0	0.0
徳島県	つるぎ町	20	0	0.0
徳島県	東みよし町	30	3	10.0
香川県	高松市	51	4	7.8
香川県	丸亀市	30	11	36.7
香川県	坂出市	30	3	10.0
香川県	善通寺市	24	2	8.3
香川県	観音寺市	24	1	4.2
香川県	さぬき市	34	6	17.6
香川県	東かがわ市	20	1	5.0
香川県	三豊市	16	5	31.3
香川県	土庄町	31	4	12.9
香川県	小豆島町	33	6	18.2
香川県	三木町	25	0	0.0
香川県	直島町	15	2	13.3
香川県	宇多津町	20	1	5.0
香川県	綾川町	26	3	11.5

都道府県名	市区町村名	総委員数(人)		女性割合(%)
			うち女性委員(人)	
香川県	琴平町	0	0	
香川県	多度津町	21	1	4.8
香川県	まんのう町	25	2	8.0
愛媛県	松山市	51	4	7.8
愛媛県	今治市	33	4	12.1
愛媛県	宇和島市	26	0	0.0
愛媛県	八幡浜市	24	3	12.5
愛媛県	新居浜市	29	3	10.3
愛媛県	西条市	37	2	5.4
愛媛県	大洲市	21	2	9.5
愛媛県	伊予市	21	2	9.5
愛媛県	四国中央市	24	2	8.3
愛媛県	西予市	34	3	8.8
愛媛県	東温市			
愛媛県	上島町	17	0	0.0
愛媛県	久万高原町	25	1	4.0
愛媛県	松前町	18	1	5.6
愛媛県	砥部町	25	0	0.0
愛媛県	内子町	21	2	9.5
愛媛県	伊方町	24	3	12.5
愛媛県	松野町			
愛媛県	鬼北町	21	0	0.0
愛媛県	愛南町	27	2	7.4
高知県	高知市	60	3	5.0
高知県	室戸市	26	3	11.5
高知県	安芸市	27	5	18.5
高知県	南国市	32	5	15.6
高知県	土佐市	34	3	8.8
高知県	須崎市	29	3	10.3
高知県	宿毛市	26	4	15.4
高知県	土佐清水市	25	5	20.0
高知県	四万十市	24	3	12.5
高知県	香南市	40	4	10.0
高知県	香美市	28	1	3.6
高知県	東洋町	14	2	14.3
高知県	奈半利町	17	2	11.8
高知県	田野町	18	1	5.6
高知県	安田町	24	3	12.5
高知県	北川村	15	1	6.7
高知県	馬路村	11	0	0.0
高知県	芸西村	11	0	0.0
高知県	本山町	25	1	4.0
高知県	大豊町	15	2	13.3
高知県	土佐町	9		0.0
高知県	大川村	18	1	5.6
高知県	いの町	16	2	12.5
高知県	仁淀川町	25	0	0.0
高知県	中土佐町	26	1	3.8
高知県	佐川町	21	2	9.5
高知県	越知町	17	1	5.9
高知県	禰原町	26	2	7.7
高知県	日高村	20	3	15.0
高知県	津野町	15	2	13.3
高知県	四万十町	30	5	16.7
高知県	大月町	28	6	21.4
高知県	三原村	11	1	9.1
高知県	黒潮町	30	7	23.3
福岡県	北九州市	55	23	41.8
福岡県	福岡市	69	10	14.5

都道府県名	市区町村名	総委員数(人)		女性割合(%)
			うち女性委員(人)	
福岡県	大牟田市	36	5	13.9
福岡県	久留米市	46	9	19.6
福岡県	直方市	34	6	17.6
福岡県	飯塚市	37	8	21.6
福岡県	田川市	29	3	10.3
福岡県	柳川市	28	2	7.1
福岡県	八女市	26	7	26.9
福岡県	筑後市	27	3	11.1
福岡県	大川市			
福岡県	行橋市	29	4	13.8
福岡県	豊前市	17	2	11.8
福岡県	中間市	32	6	18.8
福岡県	小郡市	21	4	19.0
福岡県	筑紫野市	26	4	15.4
福岡県	春日市	20	1	5.0
福岡県	大野城市	31	6	19.4
福岡県	宗像市	40	11	27.5
福岡県	太宰府市	32	7	21.9
福岡県	古賀市	0	0	
福岡県	福津市	26	7	26.9
福岡県	うきは市	35	8	22.9
福岡県	宮若市			
福岡県	嘉麻市	26	8	30.8
福岡県	朝倉市	14	2	14.3
福岡県	みやま市	16	1	6.3
福岡県	糸島市	42	6	14.3
福岡県	那珂川市	25	5	20.0
福岡県	宇美町	20	2	10.0
福岡県	篠栗町	29	0	0.0
福岡県	志免町	30	10	33.3
福岡県	須恵町	14	1	7.1
福岡県	新宮町			
福岡県	久山町	0	0	
福岡県	粕屋町	20	4	20.0
福岡県	芦屋町	21	0	0.0
福岡県	水巻町	26	3	11.5
福岡県	岡垣町	19	4	21.1
福岡県	遠賀町			
福岡県	小竹町	23	2	8.7
福岡県	鞍手町			
福岡県	桂川町	23	4	17.4
福岡県	筑前町	15	2	13.3
福岡県	東峰村	9	0	0.0
福岡県	大刀洗町	20	2	10.0
福岡県	大木町	29	9	31.0
福岡県	広川町	23	1	4.3
福岡県	香春町	8	0	0.0
福岡県	添田町	9	1	11.1
福岡県	糸田町			
福岡県	川崎町	10	1	10.0
福岡県	大任町	14	0	0.0
福岡県	赤村	11	0	0.0
福岡県	福智町	16	2	12.5
福岡県	苅田町	25	2	8.0
福岡県	みやこ町	16	1	6.3
福岡県	吉富町	18	2	11.1
福岡県	上毛町	13	0	0.0
福岡県	築上町	17	2	11.8
佐賀県	佐賀市	43	8	18.6

<データ集>

(14/15)

都道府県名	市区町村名	総委員数(人)		女性割合(%)
			うち女性委員(人)	
佐賀県	唐津市	29	4	13.8
佐賀県	鳥栖市			
佐賀県	多久市	27	3	11.1
佐賀県	伊万里市	29	5	17.2
佐賀県	武雄市	25	8	32.0
佐賀県	鹿島市	26	1	3.8
佐賀県	小城市	24	2	8.3
佐賀県	嬉野市	25	5	20.0
佐賀県	神埼市	23	3	13.0
佐賀県	吉野ヶ里町			
佐賀県	基山町			
佐賀県	上峰町			
佐賀県	みやき町	22	4	18.2
佐賀県	玄海町	10	0	0.0
佐賀県	有田町	20	2	10.0
佐賀県	大町町			
佐賀県	江北町	22	2	9.1
佐賀県	白石町	22	2	9.1
佐賀県	太良町	17	0	0.0
長崎県	長崎市	54	7	13.0
長崎県	佐世保市	51	3	5.9
長崎県	島原市	32	1	3.1
長崎県	諫早市	38	5	13.2
長崎県	大村市	41	7	17.1
長崎県	平戸市	40	0	0.0
長崎県	松浦市	33	4	12.1
長崎県	対馬市	34	0	0.0
長崎県	壱岐市	22	2	9.1
長崎県	五島市	35	1	2.9
長崎県	西海市	38	1	2.6
長崎県	雲仙市	42	3	7.1
長崎県	南島原市	41	2	4.9
長崎県	長与町	24	2	8.3
長崎県	時津町	17	2	11.8
長崎県	東彼杵町	23	3	13.0
長崎県	川棚町	29	1	3.4
長崎県	波佐見町	27	0	0.0
長崎県	小値賀町	17	0	0.0
長崎県	佐々町	23	1	4.3
長崎県	新上五島町	29	2	6.9
熊本県	熊本市	64	6	9.4
熊本県	八代市	50	8	16.0
熊本県	人吉市	37	3	8.1
熊本県	荒尾市	29	2	6.9
熊本県	水俣市	42	4	9.5
熊本県	玉名市	41	5	12.2
熊本県	山鹿市	39	3	7.7
熊本県	菊池市	34	5	14.7
熊本県	宇土市	30	3	10.0
熊本県	上天草市	46	7	15.2
熊本県	宇城市	34	4	11.8
熊本県	阿蘇市	32	2	6.3
熊本県	天草市	48	3	6.3
熊本県	合志市	40	6	15.0
熊本県	美里町	37	2	5.4
熊本県	玉東町	14	1	7.1
熊本県	南関町	33	2	6.1
熊本県	長洲町	23	2	8.7
熊本県	和水町	34	3	8.8

都道府県名	市区町村名	総委員数(人)		女性割合(%)
			うち女性委員(人)	
熊本県	大津町	50	3	6.0
熊本県	菊陽町	51	1	2.0
熊本県	南小国町	45	1	2.2
熊本県	小国町	43	2	4.7
熊本県	産山村	36	1	2.8
熊本県	高森町	43	3	7.0
熊本県	西原村	17	0	0.0
熊本県	南阿蘇村	78	4	5.1
熊本県	御船町	43	4	9.3
熊本県	嘉島町	43	1	2.3
熊本県	益城町	34	1	2.9
熊本県	甲佐町	37	1	2.7
熊本県	山都町	27	6	22.2
熊本県	氷川町	17	0	0.0
熊本県	芦北町	26	0	0.0
熊本県	津奈木町	18	0	0.0
熊本県	錦町	17	2	11.8
熊本県	多良木町	27	1	3.7
熊本県	湯前町	20	1	5.0
熊本県	水上村	30	2	6.7
熊本県	相良村	36	3	8.3
熊本県	五木村	21	1	4.8
熊本県	山江村	20	1	5.0
熊本県	球磨村	101	7	6.9
熊本県	あさぎり町	89	6	6.7
熊本県	苓北町	32	1	3.1
大分県	大分市	48	8	16.7
大分県	別府市	40	2	5.0
大分県	中津市	45	2	4.4
大分県	日田市	44	1	2.3
大分県	佐伯市	39	4	10.3
大分県	臼杵市	30	4	13.3
大分県	津久見市	30	3	10.0
大分県	竹田市	40	3	7.5
大分県	豊後高田市	19	3	15.8
大分県	杵築市	24	3	12.5
大分県	宇佐市	34	4	11.8
大分県	豊後大野市	27	2	7.4
大分県	由布市	25	3	12.0
大分県	国東市	12	1	8.3
大分県	姫島村	14	0	0.0
大分県	日出町			
大分県	九重町	19	0	0.0
大分県	玖珠町	28	2	7.1
宮崎県	宮崎市	59	6	10.2
宮崎県	都城市	47	3	6.4
宮崎県	延岡市	45	1	2.2
宮崎県	日南市	47	5	10.6
宮崎県	小林市	35	0	0.0
宮崎県	日向市	40	3	7.5
宮崎県	串間市	35	2	5.7
宮崎県	西都市	39	3	7.7
宮崎県	えびの市	31	3	9.7
宮崎県	三股町	42	2	4.8
宮崎県	高原町			
宮崎県	国富町	21	2	9.5
宮崎県	綾町			
宮崎県	高鍋町	32	4	12.5
宮崎県	新富町	20	0	0.0

<データ集>

(15/15)

都道府県名	市区町村名	総委員数(人)		女性割合(%)
			うち女性委員(人)	
宮崎県	西米良村			
宮崎県	木城町	30	3	10.0
宮崎県	川南町	31	2	6.5
宮崎県	都農町	44	5	11.4
宮崎県	門川町	19	2	10.5
宮崎県	諸塚村			
宮崎県	椎葉村	14	0	0.0
宮崎県	美郷町	7	0	0.0
宮崎県	高千穂町			
宮崎県	日之影町	20	0	0.0
宮崎県	五ヶ瀬町	31	2	6.5
鹿児島県	鹿児島市	56	5	8.9
鹿児島県	鹿屋市	39	4	10.3
鹿児島県	枕崎市	13	2	15.4
鹿児島県	阿久根市	26	1	3.8
鹿児島県	出水市	25	1	4.0
鹿児島県	指宿市	39	7	17.9
鹿児島県	西之表市	30	1	3.3
鹿児島県	垂水市	21	0	0.0
鹿児島県	薩摩川内市	30	2	6.7
鹿児島県	日置市	37	3	8.1
鹿児島県	曾於市	33	1	3.0
鹿児島県	霧島市	41	1	2.4
鹿児島県	いちき串木野市	40	5	12.5
鹿児島県	南さつま市	41	4	9.8
鹿児島県	志布志市	34	4	11.8
鹿児島県	奄美市	34	1	2.9
鹿児島県	南九州市	23	1	4.3
鹿児島県	伊佐市	29	1	3.4
鹿児島県	始良市	35	1	2.9
鹿児島県	三島村	14	0	0.0
鹿児島県	十島村	9	0	0.0
鹿児島県	さつま町	28	0	0.0
鹿児島県	長島町	21	2	9.5
鹿児島県	湧水町	30	1	3.3
鹿児島県	大崎町	31	1	3.2
鹿児島県	東串良町	30	0	0.0
鹿児島県	錦江町	22	0	0.0
鹿児島県	南大隅町	22	1	4.5
鹿児島県	肝付町	19	0	0.0
鹿児島県	中種子町	21	0	0.0
鹿児島県	南種子町	15	1	6.7
鹿児島県	屋久島町	20	1	5.0
鹿児島県	大和村	9	0	0.0
鹿児島県	宇検村	22	2	9.1
鹿児島県	瀬戸内町	25	1	4.0
鹿児島県	龍郷町	16	0	0.0
鹿児島県	喜界町	11	0	0.0

都道府県名	市区町村名	総委員数(人)		女性割合(%)
			うち女性委員(人)	
鹿児島県	徳之島町	37	1	2.7
鹿児島県	天城町	18	0	0.0
鹿児島県	伊仙町	24	0	0.0
鹿児島県	和泊町	16	1	6.3
鹿児島県	知名町	35		0.0
鹿児島県	与論町	13	1	7.7
沖縄県	那覇市	37	4	10.8
沖縄県	宜野湾市			
沖縄県	石垣市	39	4	10.3
沖縄県	浦添市			
沖縄県	名護市			
沖縄県	糸満市	32	4	12.5
沖縄県	沖縄市	34	5	14.7
沖縄県	豊見城市	26	3	11.5
沖縄県	うるま市	33	4	12.1
沖縄県	宮古島市	32	3	9.4
沖縄県	南城市			
沖縄県	国頭村	25	2	8.0
沖縄県	大宜味村	24	1	4.2
沖縄県	東村	11	1	9.1
沖縄県	今帰仁村			
沖縄県	本部町			
沖縄県	恩納村			
沖縄県	宜野座村	16	0	0.0
沖縄県	金武町	16	0	0.0
沖縄県	伊江村	18	1	5.6
沖縄県	読谷村	20	2	10.0
沖縄県	嘉手納町	22	0	0.0
沖縄県	北谷町			
沖縄県	北中城村			
沖縄県	中城村	23	1	4.3
沖縄県	西原町			
沖縄県	与那原町			
沖縄県	南風原町			
沖縄県	渡嘉敷村	15	1	6.7
沖縄県	座間味村			
沖縄県	粟国村	17	1	5.9
沖縄県	渡名喜村	8	0	0.0
沖縄県	南大東村	17	1	5.9
沖縄県	北大東村	16	0	0.0
沖縄県	伊平屋村	15	0	0.0
沖縄県	伊是名村	17	3	17.6
沖縄県	久米島町	30	1	3.3
沖縄県	八重瀬町	12	0	0.0
沖縄県	多良間村	30	0	0.0
沖縄県	竹富町			
沖縄県	与那国町	16	1	6.3

(備考)

- 1 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(令和2年度)より作成。
- 2 調査時点は原則として令和2年4月1日現在であるが、各地方公共団体の事情により異なる場合がある。
- 3 防災会議の会長を含む。

実践的学習プログラムに関するお問い合わせ

内閣府男女共同参画局総務課

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1

電話番号 03-5253-2111(大代表)

URL <https://www.gender.go.jp/index.html>